



Title	事務管理及び支出利得類型の比較法的定位：回復法 リステイトメント（第三次）（二〇一）の比較法的 意義
Author(s)	平田，健治
Citation	阪大法学．2014，64(3-4)，p. 63-126
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71519
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

事務管理及び支出利得類型の比較法的定位^①

——回復法リストイメント(第三次)(二〇一二)の比較法的意義——

平 田 健 治

はじめに

第一章 回復法リストイメントの分析

第二章 大陸法系との比較分析
おわりに

はじめに

二〇一一年に、アメリカ法律協会作成による第三次の回復法リストイメントが公刊された。^②第二次作成は挫折したため、実質的には、第二次に当たる。第一次は、一九三七年であり、およそ七五年ぶりの改訂となる。アメリカ法のこの分野の展開を見るには最適の素材である。おおざっぱに言えば、第一次と比べると、素材の体系化が洗練されてきた印象がある。もちろん、リストイメントという形式ゆえ、それらは、現実のアメリカ法先例のリストイメントという側面が基本であるが、同時に、リポーターの再構成の側面も否定できないだろう。それは、アメリ

法に内在する、ある法とあるべき法の深化の総体を表現しているとも言える。イギリス法圏においても、二〇一二年に英国不当利得法リステイトメントと称する本⁽⁴⁾が出ていた。そこでは、リステイトメントのタイプとして、原則化されたもしくは進化的リステイトメントと自称しているように、あるべき法を大陸法の影響下で語った側面が強いようである。

ところで、本稿の表題が示唆するように、筆者の関心は、アメリカ法リステイトメントの一部、すなわち第二部原状回復責任に含まれる、第三章「求められない介入」⁽⁵⁾の規律のあり方にある。その内容は、大陸法でいえば、事務管理と不当利得中の支出利得類型にほぼ対応するものである。実に、筆者は、支出利得類型を考察するに際し、契約、事務管理、不法行為という、他の債権発生原因との関係が気になった。いわば、一般と特殊が諸処に散在しているが、その関係がともすれば忘れられてしまう現状を問題であるとも考え、指摘してきた⁽⁶⁾。そういう問題意識で、第三次リステイトメントを見ると、まさに、義務なき他人の介入行為から生ずる調整問題がまとまった形で規律されており、しかも、関連しつつはみ出る、契約や不法行為との関係、大陸法的に言えば請求権競合論についても、叙述が見られ、大変興味深いものだった。そこには、大げさに言えば、大陸法の現状の諸制度による切り分け、すなわちこれはあれの特別法であるとして終わってしまうような態度を相対化する示唆が諸処に見いだされると言える。

以下では、まず第一章で、リステイトメントの紹介・分析を行った後に、第二章で大陸法系との機能的比較を行う。各条の設例 (Illustration) の多くは先例もしくは法令を素材としており、その解説がレポーターズノート (REPORTER'S NOTE) でなされている。そのため、本リステイトメントの各条の理解もしくは成立の背景を知るには重要と思われるので、次号に設例の訳を掲載する予定である。

第一章 回復法リステイトメントの分析

リステイトメントの構成は、第一部序（第一章一般原則）に続き、第二部原状回復責任（第二章から第六章を含む）、第三部救済（第七章救済）、第四部原状回復に対する抗弁（第八章原状回復に対する抗弁）と、全四部、全八章構成である。第一部第一章は、全体に通ずる共通のルールないし原則が規定される。第二部の諸章が、中心的内容である。第二章と第四章は、それぞれ、無効に服する移転、原状回復と契約というタイトルであり、重複するようであるが、前者が無効原因（錯誤、同意又は権限欠缺、法的強制）の列挙、後者が回復の方法（非強行性、不法性、受領者の無能力の他に、契約不履行に際しての代替的救済の節がある）に重点があるようである。第三章が後の分析の対象となる求められない介入である。契約等の合意に基かない介入後の調整を規律する。第五章（この章以下が第二巻）が、不法行為による原状回復、第六章が第三者によって与えられた利益（二三、二四条の逆で、複数債権者間での調整）である。このように、第一次の構成の影響も受けつつ、それを合理的に再構成している。回復法を契約、不法行為との関係を意識しつつまとめている。第三部で救済手段について扱っていることが特色である。ここで、受領者の主観的態様による返還範囲の区別（五〇―五三条）のみならず、衡平法上のリーエン、代位、トレISINGなどの英米法特有の制度について言及される。第四部では、利得を減少させる諸事情が、事情の変更や、善意有償買主など抗弁の観点でまとめられる。

まず、以下に検討する第三章でもたびたび参照される、第一章に含まれる基本ルールを見ておく。他人の損失で不当に利得した者は、回復責任を負う、と規定する第一条（回復と不当利得）に続き、第二条は以下のように規定する。

第二条 制限する諸原則

- (1) 受領者が対価なくして利益を得たという事実自体は、受領者が不当に利得したことを確立するものではない。
- (2) 有効な契約は、その範囲内の事柄について、当事者の義務を定義し、その限りで、不当利得への探求を排除する。
- (3) 求められないで任意に与えた利益についての原状回復責任は存しない、但し、行為の状況が契約不存在での原告の介入を正当化する場合を除く。

- (4) 原状回復責任は、善意の受領者を強制的交換、すなわち受領者が自由に拒絶できたはずの利益の対価を支払う義務に服させるものであってはならない。

任意に与えられた利益について、第三項は、従来の法理を条文化しており、合意に基かない介入は原則として回復責任を生じさせず、例外的に正当化理由が存在する場合のみ認められる。第三章（二〇条から三〇条）は、この意味で回復が例外的に認められるべき場合のカタログである。⁽⁷⁾なお、救済の箇所、善意受領者の責任について、五〇条三項は、善意受領者の求められない利益についての回復責任は、もし責任を生じさせる行為がなされていないかった場合より、（訴訟費用を除いて）受領者の財産状態を悪化させることになってはならない、とする。

第四項の強制的交換については、原告が返還不可能な利益を与え、その利益は市場価値を有するが、受領者が、その価格では購入しなかったか、あるいはそもそも購入しなかったという場合が重要である。例外を除き、原状回復は、このような受領者に対価支払を義務づけない。⁽⁸⁾

なお、第二章（無効に服する移転）第一節（錯誤により与えられた利益）の中に、第一〇条（錯誤による改良）の規定があり、錯誤により、他人の不動産もしくは動産を改良した者は、不当利得を阻止するために必要な限りで

回復の訴えを有する、所有者をして強制的交換に服させるような、錯誤による改良のための救済は、所有者の不当な不利益を回避するために、制限される、とする。

また、同様に第二章第一節の中に、第九条（金銭以外の利益）として、以下の規定を置く。

第九条

錯誤で他人に金銭以外の利益を与える者は、受領者の不当利得を阻止するために必要な限りで、原状回復訴権を有する、かような行為は、通常以下の限りで受領者の不当利得となる…

- (a) 特定原状回復 (specific restitution) が可能であること
- (b) 利益が後に金銭などの形で実現されること
- (c) 受領者が利益の対価を支払う意図を示したこと
- (d) もしくは、受領者が必要な出費を節約したこと。

次に、第三章の個別規定の検討に移る。なお、前述したように（注（5））、第一次リステイトメントでは、第五章「錯誤、強迫、要請なくして任意に与えられた利益」（§§ 112-117）において、ほぼ第三次リステイトメントの §§ 20-22 に対応する規定を置いていた。

第三章「求められない介入」は、原告が意識的に、求められない利益を与える場合を扱う。ここでの「意識的に」とは、一方では、不存在もしくは瑕疵ある合意の場合（第二章）と区別し、他方では、被告の不法行為にもとづく受益返還の場合（第五章）と区別するためであり、契約に従い与えられた利益については、第四章で扱う。本章の原告は、通常、当該行為の結果を意図しているが、受領者は、典型的には、原告に対する何らの義務に反して

いない。受領者は、原告の介入が求められないものであること、拒絶する機会を有しなかったものについての対価支払を求められていることを理由に、与えられた利益の対価支払を拒絶している。

通常、意識的に与えた利益の補償を求める者は、利益が求められたものであること、受領者が、少なくとも黙示に、対価支払に同意したことを示す必要がある。

本章で掲げられた回復訴訟は、この一般ルールの例外のリストを構成する。判決において、契約が存在しない場合に時に回復が認められる理由は、しばしば言及されないが、事実関係の中に容易に見いだせる。考察されるべき重要な要素は、第一に、原告の介入の正当理由、第二に、非契約責任を支払わせる点での被告の困難の不存在、第三に、回復がなされない場合の利得発生、第四に、当該行為を促進させるための社会利益である。

原告が緊急状態で行動する場合に、回復を認めるルール（第二〇条から第二二条）は、前掲の四つの要素の観点から説明される。原告が被告の事務へ関与することは、それが原告によつて第三者に対して負われた義務の履行である場合（第二三条から第二五条）には、通常、正当化される。介入が自利的な場合（第二六条から第三〇条）には、正当化は、しばしば、原告自身の法的地位の保護という正当な必要に見いだされる。これらの見出しの下での回復の一貫した制約は、求められない介入についての対価支払責任は、被告の損失となつてはならないことである。⁽⁹⁾

第一節の緊急介入（二〇―二二条）については、原告の介入が、「緊急時利益 (emergency benefits)」付与と呼ぶものである。回復は直ちに正当化される。同じルールが厳密には緊急時とは言えない場合にも拡張される。すなわち、事前に契約しないことを正当化させるような事情の下、法が受領者にとって有益とみなすものを与える場合である。第二〇条、第二一条においては、利益は被告に直接付与される。第二二条では、利益は、被告の法的義務の原告による履行という形をとる。共通の性質は、介入の明白な公的利益と、事前の合意がないことで介入が

阻止されるべきではないという判断である。⁽¹⁰⁾

第一節 緊急介入

第二〇条 他人の生命もしくは健康の保護

(1) 他人の生命もしくは健康の保護のために必要な専門的サービスを実行し、供給し、または調達する者は、状況が求められない介入の判断を正当化する場合には、不当利得を阻止するために必要な限りで、当該他人から回復する権限を有する。

(2) 本条における不当利得は、当該サービスの合理的料金によって算定される。

契約がない場面での緊急医療サービスの提供は、回復パラダイムの一つである。その重要性は、一般原理を反映することの明白性にある。すなわち、意識的に与えられた、交渉なき利益の補償を正当化するものの存在である。通常の状況では、このような正当化はできず、行為者は無償で行動したものとみなされる（前述した第二条第三項）。緊急時医療の重要性は、介入の正当化のみならず、受領者の利益が明白であることにある。

本条文は、「専門的サービス」に関して、訴えを根拠づける（設例1から6）。ここでの「専門的」は広義であり、有償で供給されるビジネスを指す。他方で、非専門的救助者は、被救助者に回復責任を生じさせない。介入が状況によって正当化されるという要件は、本節に共通する。受領者が無能力の場合には、本条もしくは第三三条（三項は、無能力者保護の趣旨と矛盾しないという制約を掲げる）が適用される。⁽¹¹⁾

専門的サービス（設例1から8）

非専門家の場合には、本条による強行できる訴えではなく、他人が与えるかもしれない報酬にとどまる（設例7）。救助者がこうむった傷害の回復は、賠償と保険の原則に従う。人命救助に価値を割り振ることの困難さが、第二〇条の適用の限定を説明する。財貨の保護は、これに対して、市場のあるサービスとして第二一条の適用がある。人命救助に回復責任を肯定すると、自己犠牲が、訴訟による価値の交換に変質してしまうという根本問題を引き起こす。法は、これを無償とすることで、このような好ましくない結果を回避する⁽¹²⁾。

拒絶（設例9）

なお、受領者が事前の受領を拒絶していた場合には、本条の請求は認められない。⁽¹³⁾

第二一条 他人の財産の保護

(1) 他人の財産を切迫する害から守るために有効な行為をなす者は、状況が求められない介入の判断を正当化する場合には、不当利得を阻止するために必要な限りで、当該他人から回復する権限を有する。求められない介入は、所有者がなされる行為を望むだろうと想定することが合理的な場合にのみ正当化される。

(2) 本条における不当利得は、回避された損失もしくはサービスの合理的料金のいずれか低い方で算定される。

本条の「財産」(property) は広義で用いられる。典型は、不動産もしくは動産の保護のために緊急時に与えられたサービスである。伝統的に、財産保護に関しての請求は、人命・健康の保護のためのサービス（第二〇条）と比べると、より懷疑的に見られてきた。その理由は、所有者に、自ら好まないもしくは利益供与者の費用を評価しない場合に対価支払をさせることを回避するためである。緊急医療行為と比べれば、ここで被告が支払に合意した

と想定することは直ちには考えにくい。被告の希望についての同様な信頼がここでは欠けること、公的必要性（第二二条）もないことから、裁判所は、ここでの介入の補償に消極的であった。古いケースでは、この状況下では、契約関係（privity）のある者に救済を限定している。第二一条は、(i)所有者は、利得を越える責任を負わないこと、(ii)回復の可能性が不適当な介入のインセンティブを与えないことの二つの制限を置いている。同条第二項は、第五〇条が定める善意受領者の責任の特則である¹⁴。

求められない介入（設例1から7）

申出なくしての介入を正当化する状況という要件は、第二〇条から第二二条までの共通のものである。第二〇条と同様に、ここでの緊急性の本質は、当事者間での交渉を不可能にする状況下での、切迫する害の恐れである。第二〇条での交渉の障害は、受益者の無能力にあったが、ここでは、介入前に、所有者を特定し、情報交換することの不可能性に過ぎない。第二一条の典型例は、なされなかった交渉の結果が十分特定できる場合である。原告が、費用の償還を求めたり、サービスに確認しうる市場価値がある場合の回復は容易である（設例1から6）。逆に、価値算定がむずかしい場合もしくは受領者の意思が容易に想定し得ない場合には、回復は困難である（設例7）。多くの場合、特定物の保存であるから、その物の上に衡平法上のリーエン（第五六条）が成立する¹⁵。

無償のサービス（設例8と9）

いかに価値があるうと、償還請求する意図がない利益供与者には、回復は認められない。原告の心の状態は事実問題である¹⁶。

評価と拒絶（設例10と11）

一般的に、介入は、契約によるサービス価値より低い利益を与える。さらに、裁判所は、特定の被害者にとって

の価値の程度を個別要素で制限できる（設例10）。後掲の第二二条第二項の場合と異なり、ここでの適切な出費は、所有者の裁量内にある。所有者が拒絶することができ、かつそう試みた場合には、救済は与えられない⁽¹⁷⁾（設例11）。
海難救助

海法の一部としての純粋な海難救助は、本リストイメントの対象外であるが、第二二条の対象と非常に近く、類推や比較の有益なソースとなる。陸上での救助には、第二二条が適用される⁽¹⁸⁾。

第二二条 他人の義務の履行

(1) 他人の、第三者もしくは公共に対する義務を履行する者は、状況が求められない介入の判断を正当化する場合
には、不当利得を阻止するために必要な限りで、当該他人から回復する権限を有する。

(2) 求められない介入は、以下の諸事情によって正当化される…

(a) 原告が、他人の金銭債務を支払うことについて、原債務を原状回復責任に置き換えることが債務者に損失を
与えない場合には、正当化される。

(b) 原告は、他人の、第三者に対する必要物供給債務を履行することが、当該第三者の利益についての切迫した
害を避けるためである場合には、正当化される。

(c) 原告は、公共に対する他人の義務を履行するについて、その履行が公共の健康、安全もしくは一般の福祉の
保護のために緊急かつ必要である場合には、正当化される。

(3) 原告の介入が被告を強行しうる債務から解放する場合を除き、本条のルールによる不当利得も原状回復請求も
存在しない。

他人の債務の求められない履行は従来、押しつけと評価されてきた。例外的な場合、すなわち履行が第三者もしくは公共に利益を与える場合が回復の基礎とされた。第三条、第二四条は他人の債務の原告による履行を直接扱う。第二六条も同様の効果を有する。これら三条文における介入は、原告自身の自利である。それに対して、本条では、介入は第三債権者の利益によって正当化される。

本条第二項は、かような介入が正当化される状況を特定している。ここでは、介入によって得られる利益を回復責任の被告にとっての結果に照らし評価している。責任の負担が比較的軽い場合には、正当化もそれに応じた程度で十分とされる。⁽¹⁹⁾

介入判断の正当化

第二〇条、第二一条と同様、本条による回復が認められるのは、状況が申込なき介入判断を正当化する場合だけである。この点は必然的に個々のケースの状況に依存する。しかし、第二〇条から第二二条のすべての場合において、原告は、正当化のためには、以下の三つの要素を異なる程度において立証せねばならない。

1 行為の状況が何らかの程度の緊急性を示す場合のみ介入は正当化される。緊急性の程度は、介入の性質と被告にとっての回復の結果に依存する。

2 行為の状況が、事前の合意に対する何らかの障害を示さない場合には、正当化されない。回復の負担が軽い場合には、この要件も容易に充足されよう。例えば、原告が近親者の日常の債務を支払う場合で、債務者が入院していて、日常債務について議論する不便がある場合である。回復責任がより重い場合には、回復を正当化する合意障害は、介入行為時における被告の不在もしくは拒絶であろう（設例8と9及び22と23）。

3 正当化には、原告が介入するのにふさわしい人である必要がある。例えば、単に他人の債権者になるとい

希望以外の関心がない人では、正当化されない⁽²⁰⁾。

必要物（設例 5 から 13）

二項(b)の必要物 (necessaries) は、一般的には、食料品、衣服、住居、医療を指すが、状況によっては拡大される⁽²¹⁾。

無償のサービス

原告に償還請求の意図がない場合には、本条の請求は認められない。他方では、被告が第三者に対して負う日用品供給債務を、第三者に請求する意図はなく、被告からは求償する意図で、履行する場合がありうる。このような制限された贈与意思は、本条による回復と矛盾しない⁽²²⁾。（設例 8）。

回復の範囲（設例 1 から 4）

行為において過失がない被告の責任は、一般ルール（回復によって善意の受領者は行為前よりも貧しくなつてはならないとする第五〇条第三項）によって制限される。

第五二条「不法行為者ではないが、有過失もしくは悪意の受領者」による責任を負わない被告は、本条第二項(a)においては、支払われた請求が、過度であるか、強制できないものであったことを主張し、(b)では、第三者に供給された物やサービスが被告の義務履行に必要なものを越えていたことを主張することで、また(c)では、法的に強行できる義務ではなかったこと（第三項）を主張し、請求を阻止できる。

(b)もしくは(c)において、被告に介入を生じさせる状況を作出した責任がある場合には、不当利得は、原告による合理的に必要な費用額となる⁽²³⁾。

他人の債務の支払

(a) の伝統的な先例は、日用品の債務に関してであった。しかし、本条のルールでは、この制約を省略している。⁽²⁴⁾ ②4

他人の必要物供給義務の履行（設例 5 から 15）

(b) の伝統的先例は、コモンロー上の、配偶者に対するもの、親の子に対するもの、公機関に対するものである。⁽²⁵⁾ ②5

他人の公共への義務の履行（設例 16 から 21）

(c) は、公に対して負担された義務の履行に関する。債務者は、公機関もしくはそれに準ずるもの、もしくは公益のために課せられた法的義務を履行しなかった私人である。

ここでも回復は費用に限定される。しかも、義務違反が、公益に対する直接の脅威となる場合に限定されている。

(c) の別の例は、被告が責めを負う身体的害の恐れを阻止するために原告が介入した場合である。この場合の被告の公に対する義務は、不法行為法もしくは法令などである。原告と被告の義務が競合する場合には、被告の義務が第一次的であることを示す必要がある。⁽²⁶⁾ ②6

緊急救助（設例 25）

若干の裁判所は、第一次リステイトメント第二一五条より、「緊急時援助（emergency assistance）」という法理を創出した。しかし、今次リステイトメントでは本条第三項の要件が必要である。⁽²⁷⁾ ②7

第二節 第三者に対して与えられた履行

原告が自己の義務を履行するに際し、被告の義務をも免責させた場合には、回復が認められる。両者が連帯債務者（joint obligors）の場合には、回復は求償（indemnity）もしくは負担部分求償（contribution）（第二三条）の

形をとる。両者の債務が相互に独立であるが、関連している (interrelated) 場合には、回復はしばしば「衡平法上の代位」(Equitable Subrogation) (第二四条) と呼ばれる。さらに、原告が契約上の履行を(対価を得ずに)第三者になす場合がある。原告の対価給付なき履行の結果としての、被告の利益は、不当利得を構成しうる(第二五条)。この場合における契約関係の直接性 (privity) に関する正当な関心は、被告の保護のための、不当利得テストを課することと考慮されている。⁽²⁸⁾

第三条 連帯債務の履行 (全部求償と負担部分求償)

- (1) 原告が第三者に対して、原告と被告が連帯して負担しているものの履行をなす場合、原告は、不当利得を阻止するために必要な限りで、被告より回復する権限を有する。
- (2) かような場合には、以下の限りで、不当利得が存在する。
 - (a) 原告の介入の効果が被告の第三者に対する強行しうる債務を減少させ、
 - (b) 原告と被告の間で、免責された債務(もしくは原告が回復を求めるその一部)が一次的には被告の責任であったこと。

回復は明示の契約によって規律されない限りで、以下の場合に利用可能である。

- (i) AとBが第三者に対して共通に責任を負う場合に、Aが全部もしくは一部を免責させるが、
- (ii) しかし、それはA Bの間ではBの債務である場合。

この結果、Aはその範囲でBの債務を履行したことになる。AがBに贈与する意図がない限り、かような行為は、

Aに一応、Bが不当利得する限度で回復請求を与える。当該責任が全体としてBの責任の場合には、この請求は、全部求償 (indemnity) と呼ばれる。Aが自己の分担額より多く支払った場合には、負担部分求償 (contribution) と呼ばれる。どちらの場合でも、回復請求の論理と理由は共通である。第二四条の場合とは、本条は、原告と被告が連帯債務者である点で異なる。

重要な例として、保証人と主債務者間の請求、共同不法行為者間の請求、本人と代理人間の請求、元請負人と下請負人の間の請求、共同受託者間の請求、パートナー（組合員）間の請求がある。これらの場合に、多重債務者間の権利義務は契約によって規律されることが多い。その場合には、全部求償や負担部分求償は当事者の合意によって支配される。これらの権利が、一人の債務者が他の債務者に対して負う非契約的義務の違反に由来する場合もあり得る。これらの場合は、本リステイトメントの対象外である。

しかし、明示の契約に基づく場合を除き、多くの請求は、黙示の契約、義務違反、不当利得などの重畳する責任根拠に由来する。これらの根拠による責任の多くは同一の範囲である。例えば、流通証券を支払う融通当事者は、主債務者に対して求償権を有するが、明示の契約がなければ、黙示の契約で説明される。主債務者と保証人の関係も利得ベース責任の典型と見なされてきた。まさにこれが、求償と代位の法理が創案されたケースなのである。同様の複合的責任、黙示の契約と不当利得の混合は、多くの商業的、ビジネス関係における求償請求を説明する。代理人の本人に対する義務違反による責任、本人の求償請求は、回復、義務違反、黙示の契約に同時に依拠している。逆に、共同不法行為者間の求償は、回復と不法行為の混合物か、回復のみに依拠している。

多くは同範囲であるが、時には債務の原因を特定することが重要な場合がある。不当利得は、共同債務者間に黙示の契約すら存在しない場合に求償を支える。かような場合は、保証法では例外だが、共同不法行為者間の請求で

は、通常の文脈である。通常の商業において見いだされる求償の黙示契約は、主要な部分を不当利得の規律から引き出す。このような異なる責任が結論を異にするのは、原告が訴訟費用などの費用を求める場合に生ずる。回復では費用請求を根拠づけにくいからである。

不当利得にもとづく求償の重要例が、別の箇所に規定されている場合がある。例えば、共同不動産保有者の一人が財産税を支払った場合の第二六条。さらに、保証法第三次リステイトメント第二二条から三一条、五五条から五七条。不法行為第三次リステイトメント第二二条から二三条など。本リステイトメントは、特定の根拠にこだわらず、回復もしくは不当利得の原則で説明される限りで、輪郭を描いている。しかし、そうすることで、異なる結果を与えようとするものではない。⁽²⁹⁾

第一次義務と第二次義務（設例3から5）

回復は、事前の配分を前提とする。共同債務が内部関係では被告に割り当てられていること。すなわち、被告が一次的で原告が二次的であること。この線引きが回復法的前提であり、当事者間を支配する法によって規律される。共同不法行為者間では、ある当事者の責任の一次性、直接性と、他の当事者の責任の二次性、派生性が決定される。これは、当事者の過失の程度、義務違反の性質を差異化する不法行為法の使命である。同様に、保証法が、本人と保証人の関係を決定する。従って、関係を支配する法が順序づけを許さない場合には求償は認められない。しかし、原告が、共同債務の配分の基礎を立証しうる限りで、負担部分求償があり得る。第二四条の衡平法上の代位請求も、被告が原告との関係で相対的に一次的であることの証明が必要である。⁽³⁰⁾

免責の態様

原告は、共同債務を、履行もしくは（合理的な条件の下での）和解によって消滅させうる。すなわち、原告は、

免責の方法を自由に選択でき、被告の事前の同意を得る必要はない。逆に、被告は、既存の債務の拡大に対しては、利得にもとづく請求に本質的な重要な諸制限によって保護される。

求償は、主債務者の責任が消滅した限りで生ずる。しかし、債務全体が消滅する必要はない。むしろ、回復責任は、主債務の既存の債務を増加させてはならない。求償は、債務の一部がなお残存するとしても、主債務者の債務が減少した限りで、できる。負担部分求償は、被告に二重の責任を課することはできないが、責任全体が消滅せずとも、被告の責任の減少の限度で可能である。⁽³¹⁾

連帯債務（設例 6 から 8）

第二三条から第二四条からは、多くの場合、分析の正確さの問題にすぎないが、時効の場合のように、結果に影響する場合がある。訴訟原因を代位とすることは、責任の根拠と救済の間の概念的混乱をもたらしうる。伝統的な代位の救済は、tracing 要件を満たす限りで、不当利得ケースにおいて利用可能であるが、通常の金銭判決を越える結果をもたらす限りでのみ重要である（その要件は第五七条で規定する）。原告は、本条により、金銭判決に加え、もしくは替え、救済としての代位の権利を有する。⁽³²⁾

強行しうる債務（設例 9 から 14）

回復責任は、原告の介入が被告の強行しうる債務を減少させもしくは免責させた限りで生ずるから、被告が共同で負うところの債務についての、第三者に対して主張し得たはずの抗弁に服する。要するに、回復責任は、被告が既に服する義務を拡大したり増進させることはできず、第五〇条第三項の一般ルールに従う。設例 10 「車の衝突による被害者が一方の車の運転者と夫婦である場合には、その運転者の責任は免責されるルール」は、共同不法行為者間の負担部分求償についての配偶者間での免責効を扱う。これは、多くの州法の反映であるが、本条による回復

責任の重要な制限である。同時に若干の州法は、この結果を拒否している。⁽³³⁾

回復の範囲（設例15と16）

本条による回復は、以下の額のうち最小のものに制限される。

- (i) 原告の介入が被告の債務を減少させたその額
- (ii) 原告の共通債務免責のための合理的出費が免責債務のうちで原告の負担割合を超えるその額
- (iii) 原告の出費額

この制約は、第五〇条第三項第四項から出てくる。より広い補償は、契約もしくは原告に対する被告の義務違反に依らざるを得ない。⁽³⁴⁾

消滅時効（設例17と18）

求償請求に適用される時効期間は、地域法の問題であり、請求の性質付けの問題である（第七〇条）。原債務が時効にかかった後にも、被告は求償債務を負い続ける（設例17）。この点は、第二四条の衡平法上の代位のルールと対照的である。この場合には、責任の派生的性質から、原債務の時効に服する⁽³⁵⁾（設例18）。

第二四条 独立債務の履行（衡平法上の代位）

- (1) 原告が第三者に、被告が独立して第三者に責任を負うものの履行をなす場合、原告は、不当利得を阻止するために必要な限りで、被告から回復する権限を有する。
- (2) かような場合には、以下の限りで、不当利得が存在する。
 - (a) 原告が、第三者に対する原告の独立した債務の履行もしくは原告自身の利益の合理的保護において行動した

場合で、

(b) 原告と被告の間において、当該履行（もしくは原告が回復を求めるその一部）が一次的には被告の債務であつたこと。

本条は、回復請求を記述するが、通例、救済の名称を用いて、「衡平法上の代位」と称される。これは、回復法が当初免責行為をした者から、責任の負担を法がより適当と考える者へ再配分する仕組みの一つである。この限りで、第二四条の請求は、第二三条に類似する。もつとも、第二三条では回復当事者は、連帯責任を第三者に対して負っていたが、第二四条では、当事者は、第三者に対して、独立に債務を負うのみならず、相互に異なる性質と原因を有する⁽³⁶⁾（設例1から3）。

「代位」というあいまいなことは

ここでも、代位が、履行債務者と受領債権者の間の契約にもとづく場合には本条の適用は排除される。この領域での用語は混乱している。本条の請求は、通常、衡平法上の代位として知られるが、法定代位、衡平法上の譲渡とも呼ばれる。これらの用語の目的は、衡平原則にもとづく回復請求を、契約による譲渡や代位を意味する「合意による代位」から区別するためである。

契約上の代位の典型は、保険契約における、保険者が、損害を支払った後に、証書保持者の責任者への権利を、行使する権限を取得することについての、保険者と証書保持者の合意である。これは、契約法、保険法の領域である。本条の場合は、かような権利は、債務者の第三債権者に対する地位の働きとして、また債権者の請求を生じさせるイベントの働きとして、生ずる。これは、多くの判決で示された衡平原則、すなわち衡平と良心において、払

うべきであつた者による、債務の最終的免責を求めることに由来する。

しかし、通常の救済は金銭判決であり、救済としての代位の主要な性質（原債務に付着していた担保や優先権を使えるということ）は、衡平法上の代位として知られる請求と必然的な関係にはない。これらの救済としての代位の特徴は、第五七条で扱われる。

代位の救済が由来において衡平であること、本条の請求がしばしば衡平法上の代位と称されることは、本条の請求が、陪審裁判との関係で、より衡平であることを意味しない。金銭判決を求めるだけの場合には、第二三条、第二四条の請求は、法と衡平の両方の原則を参照して説明される³⁷。

副次給付（設例 4 から 6）

代位の典型は、事故保険者が、被保険者に補償し、被保険者の不法行為者に対する傷害責任を主張する場合である。この場合の代位は、――通常は保険契約によって与えられるが――また、本来の不当利得原則によっても正当化される。保険者の支払が不法行為者の責任を免責するならば、保険者の損失での、不法行為者の不当利得が存在する。これに対する反応が、本条による代位である（設例 4）。

しかし、コモンロー副次給付非控除ルールに従う州では、保険者の被保険者への支払は、不法行為者の責任に影響を与えず、それを減らすことはない。このルール自体は、不法行為者の不当利得を阻止するが、被保険者による二重の回復による不当利得という新たな問題を生じさせる。保険者の代位がこの問題を矯正する。その結果、被保険者への補償、不法行為者の最終的損失における保険者からの求償により、二重の回復も責任も生じない。

被保険者の二重の回復を避けるために代位が認められるが、二重回復の存否は、保険契約の性質付けによる。保険者の義務が補償であると理解される場合には、二重回復の判断は容易である。逆に、――生命保険のように――補償

ではない場合には、二重回復とは判定できず、不当利得、代位は生じない。ある種の保険はどちらの性質付けも可能のため、議論がある⁽³⁸⁾(設例5と6)。

取引における原告の利益(設例7から14)

第二四条は、独立した債務者間で生じるものを扱う。原告と被告は、第三債権者に対して責めを負っているが、異なる根拠にもとづく。原告は、被告の義務が、ある意味において一次的で、自己の義務は二次的と主張する。第二四条は、また原告が結局は債務者ではなかったが、責任の最終的決定の前に、潜在的法的責任からの免責のために行動した場合にも回復を認める。しかし、本条のルールは、原告が法の問題として、潜在的責任に直面したことを証明する必要はない(設例7から12)。逆に、第二四条第二項(a)は原告自身の利益を守る合理的必要性が介入を正当化すれば十分とする、たとえば、のちにそれが一次的には被告の責任であることが判明したとしても(設例13と14)。かような場合の回復は、第二六条の原理に接近する。

かつての判決は、結局義務を負っていなかった原告について、被告の第三者に対する債務を免責することはお節介として回復を否定してきた(設例7から14)。お節介な請求に対する法の伝統的な慎重さは、少なくともこれらの設例に現れている商業的文脈では誤った配慮である。緊急時の介入ケース以外では、基礎となる行為における若干の正当な利益がない者が、そもそも他人の債務を申出なくして支払うために介入することは考えにくい。逆に、債権者の代位だけの場合には、被告に対する回復の負担は、比較的わずかである。現代の判決は、三当事者のそれぞれについての実際上の結果を強調して、強く、これらのケースでの回復を認める。

当初の弁済者の視点からは、迅速な介入は、しばしば取引総費用の最小化につながる。債権者の利益は迅速な支払であり、自由な回復は、自由な支払を促進する。被告が債権者ではなく別人に有効な債務を支払う必要が生ずる

のは、被告にとってわずかな不利益である。回復法の現代ルールは、この点で現代法の、債権の譲渡可能性に対する、より自由な態度を反映している。⁽³⁹⁾

保険者の代位（設例15から17）

第二四条の典型例は、被保険者に補償した金銭の求償を得るために、損失に責めを負う第三者に対して、保険者によってなされるものである。被保険者の権利が保険者に譲渡されていれば、―それが契約の「代位条項」によると否とを問わず―保険者の代位権は、契約事項として、本条のルールの対象外となる。逆に、本条のルールによる代位は、契約から独立した衡平原則によるから、保険者は、契約関係のない者の権利へと代位する。

保険代位は、広く複雑であり、専門化されている。以下の叙述は、包括的なものではなく、この法理の重要な部分で、契約にも法令にも依拠しない限り、回復原理に依拠することの覚え書きである。

第三債権者の損失が、被告の積極的不法行為などの直接の結果である場合には、被告の義務の一次性は容易に認められる。本条の下での保険者の請求が複雑なのは、原告と被告の間で、後者の義務が一次的であるとみなされる必要があることから生ずる。

ある保険者の、同じリスクの別の保険者に対する負担部分求償は、本条の対象である（設例17）。これは、履行の一部が一次的には被告の責任であると主張するものの場合である。しかし、かような保険者は、しばしば共同の債務を負っていると考えられる。従って、彼らを連帯債務者と扱うことは、本リステイトメントの原則と矛盾しない。回復は、第二三条か第二四条の要件の下で可能である。いずれに性質づけられるかは、最終的には、保険法の問題である。⁽⁴⁰⁾

義務のその他の原因（設例18から21）

保険契約の下での責任は本条の一例にすぎない。原告は、第三者への義務が法令で課せられている、政府組織もあり得る。原告の第三者に対する責任が、義務違反に由来する場合には、被告の側の、契約、不法行為、回復にもとづく独立責任と重疊する⁽⁴¹⁾。

第一次義務と第二次義務（設例22から30）

二次的債務者による履行が本条のルールによる回復請求を生じさせる例は、保証人、裏書人、信用状発行者がある。多くの判決は、明示に競合する債務の比較をせずに、衡平代位を肯定もしくは否定しているので、分析は困難である。保険法では、一次か二次かの判断は、そこでの法理に依存する。別の文脈では、原告が、「優越した衡平」を有しているか否かで決定される。これが同等な場合には、合意や適用法によるリスク配分が決め手になる。被告の債務が契約にもとづく場合が困難である。例えば、船舶保険者の運送人に対する請求、抵当権者の利益保険者の抵当債務者に対する請求などである。結局は、リスク配分の検討に帰する⁽⁴²⁾。

被告の責任の範囲（設例31から34）

被告は、多くの場合、第五〇条の意味での善意受領者である。従って、責任は第三者への責任を超えてはならない⁽⁴³⁾、免責コストを超えてはならない⁽⁴³⁾。

消滅時効（設例35と36）

派生的権利は、元来の、被告に対する第三債権者の請求の時効期間と同じ制約に服する⁽⁴⁴⁾。

第二五条 第三者との契約の下での補償なき履行

- (1) 原告が、第三者に契約上の履行をなし、それについて原告は約束された対価を受領せず、原告のこの履行の効

果が被告に利益を与えることになる場合には、原告は、不当利得を阻止するに必要な限りで、被告から回復する権限を有する。

(2) 以下の三要件を満たす限りでのみ、第一項の趣旨での不当利得が存在する…

(a) 原状回復責任が、被告を強制的交換に服させてはならないこと (§2(4))。この要件は、被告によって実現された利益が、以下のいずれかである場合には満たされる、すなわち

(i) 被告が支払意思を表明したものであるとき、

(ii) 被告に必要な出費を節約させたものであるとき、

(iii) もしくは、被告により金銭の形で実現されたものであるとき。

(b) 原状回復責任がないとすれば、原告は、当該履行について補償されず、被告は原告の履行の利益を対価支払責任なくして保持することになること。

(c) 原状回復責任が、被告をして、当事者によって被告は負担しないと理解されていた義務に服させることにならないこと。

(3) 本条のルールによる原状回復は、回復が、第三者、被告、もしくはいずれかの財産に対する訴えを命じる、他の法により確立されている優先権のシステムと矛盾する場合には、制限もしくは排除される。

一般的原理と範囲⁽⁴⁵⁾

本条のルールにより回復が認められるのは、二つの共通のパターンがある。第一に、Aが下請負人、Bが所有者、Cは請負人で前二者とそれぞれ取引をする場合。第二に、AがBの財産にCとの契約の下で利益を与える仕事をな

す場合。Cは通常、Bの賃借人か、家族のメンバーである。Cは、仕事の完成に利害を有するが、Bにその対価を支払うようにさせる権限を有しない。Cの退去もしくは無資力化は、Aを、仕事の補償がされないままに放置する。もし中断された取引の結果として、Bが対価を支払うことなくして、価値ある利益を得ることになれば、その結果は、法が不当利得と呼ぶものとなる。

上記二つのシナリオが、本条のルールによる回復の場合であるが、本条のルールの範囲をかようなケースに排他的に制限するという事実は存在しない。

請求に対する限界⁽⁴⁶⁾(設例1から6)

伝統的分析によれば、本条で示される回復請求は、しばしば契約関係 (privity) テストの援用で阻止される。ここで述べられるルールは、被告の利益に対して等しい保護を与えるが、被告に、明白な不当利得のケースにおいて、責任を回避するために、契約関係テストを用いることは認めない。採用された方法は、回復を、不当利得を阻止するために必要な限りで認め、請求の制約要件としての、不当利得の厳格なテストを確立することである。

本条の出発点は、第一次回復法リストイテムメント第一一〇条である。AがBに、AC間の契約の履行として、利益を与える。CがAとの約束としての履行を果たさないことは、必ずしもBがAの損失において利得したことを意味するものではない。また、Bの利益が必ずしも不当というわけではない。そうであるためには、二つのテストで確認されねばならない。第一のテストは、Aの回復の承認が、Bにとって強制的交換とならないこと(第二条第四項)。この要件を満たす事情は、第二五条第二項(a)(i)―(iii)に示されている。第二のテストは、Bが誰にも対価を支払わないで、価値ある利益を得ることとなること(本条二項(b))。従って、BがCに契約対価を支払っていた場合には、不当利得は存しない。また、Bが仕事について契約によって当初決められた代金をCなどに全額支払って

た場合（設例2）も同様である。逆に、Aがまだ見込みのある、Cに対する契約履行請求をする代わりに、Bから回復しようとする場合にも、本条二項(b)のテストを満たさない。

回復が原告の唯一の手段だとしても、それが既に契約で確立されていた既存のリスク配分や制約をくつがえすことになる場合には、回復は否定される。例えば、Bが利益についての契約対価を支払っている場合、たとえば、契約代金が当該履行の費用もしくは価値より低いものであったとしてもそうである。さらに、Bへの責任賦課が、基礎にある取引の基礎を変更することとなる場合、すなわち、Bをして、当事者がBには負担がないと理解したところの義務を負担させるようになる場合も否定される。回復が当事者の契約合意と矛盾するのは、Bの責任がCとの契約上限定されている場合（設例4）や当事者の契約の公正な解釈から、Bは当該義務を負担しないと理解される場合（設例5、6）に限定される。

本条の回復は、当初より、BにAに対する責任を賦課することが、既存の契約関係と矛盾しないか、それをくつがえすことがないという状況に限定されていた。しかし、この点はしばしば充足される。このような事態は、そもそも当事者によって予期されていたものではなく、合意による規律の外にある。契約が障害でないとすれば、この文脈で回復が認められるかは、この救済がBに強制的交換とならないで、Aに認めうるにかかっている。

取引の紛糾は、原告の履行の評価を複雑化させるが、被告の責任が、彼自身のBとの取引と対応する限りで、原則として、強制された交換は存しない。これが、未払下請負人ケースで、回復が、利益評価ではなく、被告の支払の有無にかかる理由である（設例1、2）。

被告が当該給付を要求してはいないケース、例えば、原告が地主の土地を賃借人との契約の下に改良した場合がある。この種の利益は、通常返還不能であり、本条の請求は、被告が選択もしくは拒絶する機会を有しなかった、

物又はサービスの、他人により設定された代価で、金銭を支払わせることに對するちゅうちょに直面する。その結果、この場合は通常、回復は全く不可能ではないにしても、きらわれる。困難は、利得の確定よりは、被告に不利益とならない救済の形成にある。

要約すると、本条は、原告の二次的救済を認める。被告が対価なしに利得を得る場合にのみ、回復が当事者の契約合意によって排除されず、また回復が被告に強制的交換を強いない限りで認められる。同様の制約は、本条の責任が、単に五〇条三項のルールでテストされた場合にも出てくる。

不当利得⁽⁴⁷⁾ (設例7から16)

履行が、被告が以前合意したものの支払である場合には、争点は被告の側の支払の有無となる。そうでない場合には、求められざる、返還不能な利益についての共通の困難に直面する。それが、強制的交換となる場合には、回復は認められない。原告は、当該履行の被告にとつての価値を立証する負担を負う。また、裁判所も、合意なくして被告に利益の対価を支払わせることが、衡平に反しない点で納得せねばならない。

改良の場合には、評価や流動性の障害は、克服される場合がある。特定回復が可能ならば、強制的交換も存しない。被告の利益が直接または間接に金銭に還元される場合には、障害は同様に除去される。この文脈では、利益は改良された財産の後の処分により、または必要費の節約により、金銭に還元される。

特定回復ができず、取引が、被告が原告の履行の金銭的利益を得たと主張することを許さない場合には、不当利得が存在するかの結論は、被告の目的を促進することにおける、履行の価値の判断に依存する(四九条三項^(a))。例えば、地主によって改良作業が借主に対して要求されていた場合で借主と原告の契約にもつき作業が実施された場合(設例10)、地主が原告の行為を傍觀し、許容した場合(設例13)、あるいは被告の義務の免責に至った場合

(設例14と15)などに認められる。一般的には、被告の、第三者と原告の取引へのかかわりが大きいほど、利益は認められやすい(設例16)。その際には、黙示の契約やエストップルが補強する。

回復の程度⁽⁴⁸⁾(設例17と18)

二五条のケースはしばしば回復と賠償の間の差を示す。本条では、被告の利得が基礎であるから、価値の変動により、被告の手中の価値が履行のコスト以下となるリスクを原告は負担する。

法令上のリーエン⁽⁴⁹⁾

本条で示された利得の可能性の少なくとも一部は、広く機械工などのリーエンを法令が認めていることが説明する。これは本条の救済の一部を与える。本条の原告は、このような法令上の救済を利用できない者であるが、多くの裁判所は、法令の目的と本条の目的は同じであるから、リーエンを使えない者に本条の救済を閉ざしてはいない。

競合する優先権⁽⁵⁰⁾(設例19)

本条の請求は、回復が、第三者、被告、もしくはいずれかの財産に対する請求を規律する、優先権スキームを破壊する場合には、否定される(二五条三項)。この趣旨は、そうでなければ、同じ債務者についての、無担保債権者と担保債権者の間の再帰する不当利得訴訟が生じえ、それを防止することにある。

第三節 自利的介入⁽⁵¹⁾

回復は、時には、緊急事態によっても、原告の既存の義務によっても、正当化されず、求められもしない介入により認められる場合がある。この類型では、原告の被告の事務への関与は、主として自利によって動機づけられて

いる。ここでは、原告の補償は、契約に基づくべきだとの異議に直面する。第二六条から第二九条はこの要件の承認された例外である。さらに、第三〇条は、より一般的な、補充ルールを規定する。本リステイトメントは、お節介屋などのレッテル貼りにとどまらず、回復を正当化する諸要素の、より記述的 (descriptive) な説明を試みた。その際の焦点は、受領者の地位である。原告への回復で、受領者に新たな責任を課すことにならないか、それはどの程度においてかが問われる。

第二六条 原告の財産の保護

原告が、財産上の利害 (利益) を保護するために必要な費用を出捐し、そうすることで同じ財産における他人の利害ゆえに、当該他人に経済的利益を与える場合、原告は、不当利得を阻止するために必要な限りで、当該他人から原状回復する権限を与えられる。

一般原則と範囲、他の条文との関係⁽⁵²⁾

緊急事態の文脈を除くと、回復が認められるのは、原告が自らの第三者に対する義務を解放するための支払 (第二三条、第二四条) または、財産における自己利益の保護 (第二六条) である。いずれの場合においても、当事者の利益と義務が絡み合っているために、支払は受領者に利益を与える。これらの条文のルールは重畳しており、第二六条の標準的なケースは、他の条文の一つとしても主張しうる。

これらは、第二条第三項の大前提 (任意の利益付与の不救済) の主要な例外である。履行すべき義務を有したり、保護すべき利益を有していることは、通常、受領者の、負担を分担するという事前の合意なくして、介入する原告

の判断を正当化する。まさに、第二三条、第二四条、第二六条によって回復を認められる原告は、受領者の拒否にもかかわらず、通常は介入しうる。

第二六条は二つの要件を満たす必要がある。第一に、原告の出捐は、財産における利益を保護するために必要なものであること、第二に、受領者の利益も、同じ財産にあるということの結果、受領者にも利益が与えられるという利益結合の存在である。従って、必要的修繕は回復が可能であるが、改良はできない。

本条の請求は、不当利得を阻止するためにのみ与えられる。被告の利益を超える出費をした場合には、善意受領者を害さないために（第五〇条第三項）、金銭判決ではなく、衡平法上のリーエンか、代位という救済を与えることで、この点が守られている。

分割された所有権⁽⁵³⁾（設例1から5）

税、保険、抵当債務の支払、必要的修繕は、本条に含まれる。他方、改良については、より厳格な第三〇条のテストに服する。原告が、任意的出費ではなく、必要的な出費であることを立証する必要がある。

本条のルールへの介入は、しばしば当該財産のリーエンの解放を結果するので、回復はしばしば代位の観点で叙述される（設例6から8）。

原告と受領者が、生涯不動産権者と残余権者として連続する利益を有する場合、通常の維持費用は、生涯不動産権者に配分される。しかし、負担の解放は、配分の問題を提示する（設例9と10）。

本条のルールは、通常、不動産への出費に適用されるが、他人と共有する資産への保護介入にも拡張できる（設例11）。

隣接する所有権⁽⁵⁴⁾（設例12から14）

本条は、同一財産について、同時もしくは継起的利益を有する者の間で生ずる場合にだけ適用される。隣接所有者の利益は、地役権で結合することもある（設例12と13）が、単なる物理的近接性から生ずる相互依存では十分ではない（設例14）。物理的近接性は、時には、所有者は、同時に隣人を富ませることなくして、財産を保護し得ないが、回復法は、共通の所有権を有しない隣人に協働を強いることを認めていない。隣人間の義務は、不法行為法により課せられる。

衡平法上の、制限された利益⁽⁵⁵⁾（設例15から20）

この利益の結合は、法的権限の共有に至らない場合にも生じうる。例えば、後順位のリーエン保持者が、先順位リーエン実行に際し財産を買い戻す場合に、当初の債務者のみならず、介在しているリーエン保持者に対しても、回復権を取得する場合（設例15）。これは、原告が保護しようとする利益が、所有権や担保権以外の場合（設例19と20）を含め、多くの類似例に拡張できる（設例16から18）。

不確定で争いのある利益⁽⁵⁶⁾（設例21から24）

原告が保護しようとする利益が、不確定な場合があり得る（設例21と22）。あとで結局利益を有していなかったことがわかる場合（設例23と24）もある。本条での出費を正当化する経済的利益は、財産と性質づけられる必要はない。原告が、行動すべき合理的必要性を有していれば十分である。

原告にとって予期されにすぎない利益の場合は本条の適用対象外である。もっとも、第二七条、第二八条は、回復が認められる場合を示す。

第二七条 原告の所有権取得の期待

原告が、財産を維持、改良、価値付加するための出費をなし、その財産を合理的に取得すると期待し得た場合で、その期待が挫折した結果、他人が原告の出費による意図せざる受益者となる場合には、原告は、当該他人より、不当利得を阻止するために必要な限りで、原状回復する権限を有する。

一般原則と範囲、他の条文との関係⁽⁵⁷⁾

財産に関連した自利の出費が他人を利用した場合を扱う。多くの例があり、本条の設例で提供されているケースの若干は、他の条文の設例としても使える。本条のルールを指示する先例はほとんど常に不動産に関するが、ルールはそれ以外の場合（設例19）も含みうるほど、十分広い。

本条の多くのケースは、第二章第一節（錯誤によって与えられた利益）に分類することもできる。しかし、錯誤が、現在の事情の誤認のみならず、将来の期待の挫折も含む場合にのみ、そう言えるにすぎない。通常の区別に従えば、無効な証書による表見買主による改良は、第一〇条の例として扱われる（設例1）。他方で、もともと有効だが後に取り消された場合で、その間に買主によってなされた改良は、設例1を本条にもたらず。しかし、いずれの例も、いずれの条文の説明にもなりうる。

第二七条のルールは通常、取消しの文脈で適用される。譲受人による自利の出費は、後の解消によって、譲渡人の利益となる。費用と利益の一般的清算は、伝統的には、両当事者の原状への復帰を対象として、取消し救済の一例として記述されてきた。本条の回復は、全体の清算の重要な一要素を構成する。本条は、それを独立して述べるのに対し、第五四条第二項は、同じ権利を、相互清算（「取消しと回復」と呼ばれる救済の一部）の一要素として

言及している。

信賴⁽⁵⁸⁾

多くのケースは、他人による約束や表示を合理的に信賴するところの、原告による地位の変更を含む。このケースの結論は、少なくとも一部については、エストoppelを用いて説明できる。約束責任にエストoppel責任を含める、現代的拡張の結果、本条の責任の一部は、直接、契約を用いて説明できる。例えば、強制できない口頭合意により所有権移転がなされ、後に売主によって破棄された場合は、第二七条の古典的例である（設例4）。若干の州では、買主の信賴行動は、少なくとも不正義を回避するために必要な限りで、売主の約束を強行しうるものに変える（契約法リステイトメント第二次第一三九条参照）。

回復の範囲⁽⁵⁹⁾

原告の改良費用と被告の受益が異なる場合が問題となる。一般的な制限は、善意受領者については、費用と受益の小さい方が基準となる（第一〇条、第五〇条第三項、第四項）。しかし、受益時には費用と同視される（第四九条）。利得の算定は、取引の失敗に対する非難に関する裁判所による配分を反映しうる。かような責任を負う被告の利得は、損失に対して原告を保護するように算定される（第五二条（設例2と4）。逆に、期待の挫折が原告の不履行による場合には出費回復は否定される（設例5と22）。

契約もしくは所有権移転にもとづく期待⁽⁶⁰⁾（設例1から9）

原告の期待は、しばしば、売買契約や賃貸借契約にもとづく。この期待は、取引の挫折によって裏切られる。その理由は、無効もしくは取消であったり（設例1から6）、原告の取得できた利益が予想より少なかったり（設例7と8）、原告の利益が第三者の競合する利益により制約を受けること（設例9と10）などに由来する。取消しの

場合には、当事者の利益の完全な清算には、さらに付加的な回復要素が加わる。例えば、売主の、代金への利息の責任や、買主の、中間時の利用・占有に関する責任である（第五三条、第五四条）。

表示にもとづく期待⁽⁶¹⁾（設例10から16）

他人の、明示または黙示の表示を信頼して、他人の財産を改良した場合、すなわち、財産が将来原告に与えられる旨告げられたり（設例11と12）、将来の財産売却が告げられたり（設例13と14）、原告から出捐の利益を奪うような利益を主張することを控える旨告げられたことを信頼した場合（設例15と16）がある。このバターンのケースは、エストッペルの観点での分析を誘う。もし、表示が約束と解釈されうる場合には、契約第二次リステイメント第九〇条の範囲となる。もし争われれば、かような場合の原告の権利は、契約原理と回復原理を異なる変化する程度で反映することになる。逆に、原告が表示者以外の者から、回復する場合には（設例12）、本条のルールは唯一の説明を提供する。

既存の地位もしくは関係にもとづく期待⁽⁶²⁾（設例17から20）

単なる将来の希望は、本条の請求を根拠づけないが、時には、既存の関係もしくは状況の継続に関する原告の合理的期待が、原告の出捐の利益が予期せずして他人に流出した場合の回復を正当化するものとして、原告の自利的介入の十分な基礎となる場合がある。この合理性の存否は事情に依存する。

保険の受益者と推定相続人のケース（設例19と20）は、一見、彼らの利益の不確定さから驚くべきものに見えるかもしれない。保険ケースの特徴として、原告の出捐の最終的受益者が介入の時点では、特定不可能であり、求償合意も不可能である点がある。他方、受益者の利益は金銭の形であり、救済を容易にさせる。

合理的期待⁽⁶³⁾（設例21から24）

本条の適用のためには、原告の合理的期待が必要である。単に、異なる結果が予期できたというだけでは否定されないが、介入する不確定性のリスクが、単に論理的に考え得るのみならず、合理的に明白な場合には、正しくは回復は契約の対象であるべきという意味で、否定される。この結論は、原告が、出費が他人の利益になるリスクを想定していたことで説明される（設例21から24）。

第二八条 婚姻していない同居居住者

- (1) 二人が婚姻に類似する関係において共同生活をなし、そのうちの一人が特定資産 (specific asset) を有し、他の一方がこれに実質的な、補償のない寄与を財産もしくはサービスの形でした場合、かような寄与をした者は、この関係解消の際に、不当利得を阻止するために必要な限りで、所有者に対して回復の訴えを有する。
- (2) 第一項のルールは、ローカルな家事関係法によって、排除、修正、補充されうる。

家庭のパートナーシップ、家庭解消 (Family Dissolution) 法の原則、抵触法⁽⁶⁴⁾

非婚姻居住者間の回復は、非婚姻居住者はその関係に基づき法的権利を取得することはないという背景に抗して展開された、比較的最近のコモンローの成果による。より最近の若干の州法では、これらの者は、コモンローにおいて、関係解消の際に、相互に、婚姻解消の場合と同様の法的義務を負う。このような義務を、州の家事関係法が規律する限りで、本条のコモンロー・ルールは排除される。

本条の義務は、「家庭解消法原則：分析と勧告、第6章」において、より広い観点から扱われている。この原則は、「家事パートナー (domestic partners)」 (§ 6.03) とされた居住者の地位にもとづく財政的結果を作り出す。

他方では、当事者は、契約でこの結果をオプトアウトすることが可能である。この原則に従う州では、本条の回復は余分である。以下の設例では、当該州において、上記の原則が採用されていないことが前提である。

第二八条の回復は、上記原則のポリシー勧告や同様の法的制度とは独立している。かような制度は、多かれ少なかれ、非婚姻居住者の経済的義務を婚姻当事者のそれと同化させている。ある州がかような、地位にもとづく義務を承認していないという事実は、本条による利得ベースの請求の妨げとはならない。

同性婚の有効性をめぐる州際間の争いから生ずる問題は、本リスティメントの対象外である。しかし、ある裁判所が別のところで結ばれた婚姻の有効性を承認することを拒絶した事実は、本条の適用を妨げるものではない。不当利得の判断は、同性婚、異性婚を区別しない。どこかで有効に合意された同性婚の当事者は、裁判をなす州がその有効性を否定するとしても、一度も婚姻をしたことがない同性居住者と同様に、契約と不当利得の作用として、コモンロー財産権を有する。しかし、外国の婚姻という事実は、請求の根拠を考える上で重要となるかもしれない。

一般原則と範囲、他の条文との関係⁽⁶⁵⁾

第二八条の回復は、婚姻に類似した関係において、婚姻ではないことを知りながら、共同生活をした者の間に認められる。本条の下には、同性婚も含む。他方では、「誤想配偶者 (putative spouse)」のための――原告は有効と考えていた無効婚の間に与えた利益についての――回復は、本リスティメントにより、錯誤もしくは不実表示の結果として与えられた利益の回復として分類される(第九条、第一三条)。本条は、婚姻類似の關係の存在を前提とするから、兄弟姉妹の場合は含まれない。その場合には、第二七条のより厳格なテストに服する。

本条の範囲内では、逆に、回復責任の基本的要件は、明らかに緩和されている。本条により回復を認められるケースは、もし他人との間であつたら、無償行為とか、他人の利益となるリスクを引き受けていたとされそうな場

合を扱う。行為当时に判断されたならば、純粹に贈与とされそうな行為は、その後の事実を考慮して、挫折した交換とか条件的贈与とかとして、事実上再構成されている。契約の対象であるべきという、通常の回復に対する異議は、この文脈では、通常無視される。このような、以前の居住者間での行為の扱いは、非親密者間の取引のみならず、親密者間の行為の場合とも、顕著な違いを示す。これが、兄弟とか親子の間であれば、多くの場合、贈与と見なされ、それを防ぐためには、契約の根拠を提出する必要がある。

共同居住者間における家財の配分を求める原告は、しばしば、第二八条に加え、もしくは替えて、救済の基礎として、明示もしくは黙示の契約を主張する。不当利得の知覚は、契約が成立したという主張の支えとなるかもしれないが、契約にもとづく回復は本条の対象外である。不当利得を阻止しようとする願望は、婚姻上の財産の公平な配分に関する多くの判決に影響を与えている。しかし、有効な婚姻の解消による元配偶者の権利は、本リストイメントの範囲外である。

不当利得⁽⁶⁶⁾（設例1と2）

元来、第二八条のルールは、法的制約を除去することを反映しているにすぎない。もはや、みだらな関係とは見なされない共同居住者は、通常の法的救済を相互に有するはずである。それは、契約にもとづいてできるように、不当利得にもとづいてもできるはずである。しかし、当事者は、不当利得の一般原則からの異議を克服する必要がある。すなわち、贈与として与えられたものは、不当利得とならない。さらに、補償も返還もないリスクを引き受けたと判断されれば、回復は否定される。

第二八条の前提となる原告の行為は、多くの場合無償と判断される性質のものである。それにもかかわらず、それが明らかな不当利得となる、しかも関係の終了後にはじめて明らかとなるという事実は、この請求の正当さが、

当該関係の別の性質で説明されることを示す。

若干のケースは、不当威圧（第一五条）、信任関係の違反（第四三条）で説明されたり、原告の期待の挫折で説明される。回復が認められるのは、原告は、当事者の関係に関する期待がなければ、しなかったような利益についてである。まさに、この点が、本ケースにおける不当利得が回顧的にのみ示しうる理由なのである。

第二八条の回復を認める判決は、黙示に以下の判断を含む。すなわち、当該寄与は、そのような基礎の下でなされたこと、原告の期待は正当化されること、さらには、原告は、こうなるというリスクを引き受けたとは見なされないことである、要するに、当事者が契約によって規律すべきであったものには該当しないこと（第二条第三項）である。

不当利得という結論は、潜在的に、当事者の共同生活とその終了についてのすべての事情により影響されているから、結果は、個々のケースの事実から離れて予測することはできない。裁判所が回復を支持する時は、さまざまに理論に依拠するが、本条はそのうちの一つである（設例1）。他方では、否定される場合には、出捐を贈与とみたり、寄与は既に補償されたものと見る（設例2）。

被告の家財（設例3から10）

裁判所は、本条の請求を認める場合、通常の家事関係の清算のように、収支の計算をしない。本条の請求については、原告が被告より得たもの以上に被告に与えたことは、必要条件ではあるが、十分条件ではない。回復は、原告が被告によって所有される特定家財に顕著な寄与をしたことによって認められる。それは、回復が否定されれば、不当利得となるような事情であり、当該寄与を無制約な贈与と扱うことが衡平に反すると考えられる事情である。本条の請求は、被告の財産への（金銭、有形物、サービスなどの）直接的寄与を特定する（設例3から6）。そ

れは、被告の財産上のリーエンからの解放、被告の債務の支払、被告による無体財産の取得の形で存しうる（設例7と8）。利益の量的特定が可能である限り、種類に限定はない。しかし、純粹な家事サービスは双方的なものとみなされ、認められにくい（設例9は例外）。

あるいは、被告に法律上の権限がある財産が、原告に衡平法上の所有権を与えるような事情で取得されたことを立証できる場合がある。この場合には、原告は、取得代金の全額もしくは一部を、贈与ではなく、対応する所有権利益を取得する意思で提供したことの立証が必要である。これは、復帰信託 (resulting trust) 法理で説明できるが、本条の請求は、この構成に依存しない（設例10）。

回復の範囲⁽⁶⁸⁾（設例11から13）

利益付与がサービスの場合には、その価値の回復となり、追跡可能な派生物ではない。被告は、非契約的移転の善意の受領者とみなされ、受けた価値のみの責めを負う（第五〇条第五項）。従って、婚姻当事者間で生ずるような家財の分割に対応するように、被告の財産の一部に権利を有するということにはならない（設例11）。逆に、被告が法的権限を有する財産に、衡平法上の所有権を主張しうるような行為がある場合には、本条の回復は、原告の所有権利益である（設例5、10、12）。被告の意識的不法行為の結果である場合には、被告は、利益をはき出す責めを負う（設例13）。

相続人による請求、相続人に対する請求⁽⁶⁹⁾（設例14から16）

本条の請求は、相続人によっても、相続人に対しても行使できる。もっとも、善意買主に売却された場合には、買主は無制約な権限を取得し（第六六条）、本条による同居者の権利は、売買の派生物 (proceeds) の一部に対するものとなる（設例5、12、13）。

第二九条 共同資金

(1) 本条で用いられる用語として、「共同資金 (common fund)」は、二人以上の者（受益者）が共同の利害ゆえに、分配を受ける権限を有するところの、金銭もしくは財産からなるものをいう。「原告」は、受益者、もしくは合意に基づき受益者のために行動する者で、受益者の法的権原を主張することで、共同資金を創出、保存、拡大することに成功した者をいう。

(2) 原告は、受益者に、彼らの利益に共同資金を確保するための合理的出費について、彼らのそれぞれの利益に応じて、不当利得を阻止するために必要な限りで、分担するよう請求できる。

(3) 受益者は、以下の場合にのみ責任を負う…

- (a) 責任が受益者に現金による支払を義務づけず、
 - (b) かつ原告の介入による、共同資金における受益者の利益への付加価値が、原告への受益者の責任を越え、
 - (c) かつ原告は好意で行っておらず、また他人から全額の補償を受けてもいないで、
 - (d) かつ責任が、原告と受益者の間の契約の対象であるべきであった債務を課すことにならない場合。
- (4) 原状回復責任は、裁判所が、被告が共同資金の創出、保存、拡大に価値ある寄与をしたことを認定する場合に、減額もしくは免責されうる。

一般原則と範囲、他の条文との関係⁽⁷⁰⁾

ある条件下で、他人も利害関係を有するところの資金を保存もしくは創出するために、費用出捐もしくはサービス提供をした者は、契約が欠ける場合に、その他人に共通利益を確保した費用の割合的分担を求めうる。共同資金

は、法的権利の主張によって、作られもしくは保存される。本条のルールは、法的料金もしくは費用を回復する手段である。ある者の法的地位の主張は、しばしば同様の地位にある者に同様の利益を与える。この関係が求めざる介入の成果について回復を正当化するか否かはなじみのある問題である。

ここでのパラダイムは、裁判所が受益者への分配のために支配下に置く金銭である。本条の場合には、被告も現金による支払を受けうる地位にある。だから、強制的交換の問題は生じない。事前の合意は実際的ではなく、また被告にはオプトアウトする機会が与えられていたはずである。

このような要素が、本条の設例が、本節全体の中で最も議論の少ないケースの若干をなぜ含んでいるのかの理由を説明する。別のケースでは、回復原理の制約のテストに服する。最も議論が多いのは、法律家が非クライアントに対して請求する場合である。

本条は、法律家が非クライアントから料金を得ることを認めるから、訴訟費用法の一部と分類されることがあるが、誤解を招く。料金転嫁は、原告から被告へのそれを意味するが、共通資金の回復は、原告が利益を与えた者からの回復だからである。

共通資金ルールは、第二六条、第二七条のルールの類推としてよく理解される。これらでは、回復は、特定財産における彼らの利益で結合しているから。本条では、共通の法的地位で当事者が結合している。共通の問題は、これらが回復を正当化する程度である。

原告としての法律家⁽⁷⁾

この法理が最初に適用されたケースは、共通資金の保存に関連した合理的な法的費用が生じ、受益者の一人によって支払われたものであった。かようなケースは、法律家に支払われる点は異なるが、第二六条の類推を提供す

る。この法理の批判者が、法律家に対する特別の配慮を見る場合、それは、この法理の後の拡張、すなわち、受益者間ではなく、法律家が直接非クライアントに行使する場合を念頭に置いている。

第三項の制約内であれば、法律家の請求には、理論的困難は存しない。典型例は、弁護士によってクラスのために主張された、クラスリカバリの料金の回復で、弁護士は、法令上、訴訟相手側から料金を請求することができない場合である。

非クライアント受益者が介入前に特定できる場合には、法律家は、契約なしで判断することを正当化する必要に迫られる。法律家は、サービス拒否を試みた者から共通資金法理により、回復しようとする。このような請求に対する異議は明らかである。もつとも、反対の考慮、特に、被告の拒否が、戦略的かつ機会主義的だという認識は、問題を複雑にする。さらなる困難は、法律家が、通常、雇われているクライアントとの合意において、当初から契約的基礎を有していることである。のちに、非クライアントより、顧客との間の合意より高い料金を回復する請求は、原告が契約にもとづいて補償されているがゆえに、不当利得とならないという異議に出会う。このような異議が根拠づけられるか否かは、場合による。

クラスアクション、結合訴訟(設例1と2)

本条の回復は、その基礎にある訴訟が必ずしも、クラスアクションの形式を取る必要はない。共通資金をもたらしした訴訟が原告個人の名でなされたか、クラスのためになされたかは重要ではない。勝訴当事者が、判決後に、料金転嫁 (fee-shifting) 法により、料金と費用を回復する場合、相手方の責任は、不当利得もしくは本条の共通資金の法理によるのではない。料金非転嫁ケースにおいて、クラスのための勝訴原告がクラスリカバリからの料金を認められるルールは、直接本条のルールによって説明される(設例1)。

クラス弁護士は、回復原告の役割を引き受ける。回復請求が弁護士によりクラスに向けられる。弁護士は、もし合理的料金が共通資金から与えられない場合には、クラスは弁護士の損失で不当に利得すると主張する。料金額については、弁護士とクラスの利害は、本条における原告と被告の利害と同様に、対立する。

料金をクラスリカバリから控除することは、クラスメンバーをして求めざるサービスの対価を支払わせることになる。回復の一般原則は、このような責任を好まない。従って、クラスアクション手続の性質が、少なくとも理論上は、回復の要件と整合的であることが重要である。

第一に、関連した費用を削減することと有益な行為を前に進めることを認めるクラスアクションの正当化理由は、求めざる利益の回復を認める回復ルールの正当化となる。第二に、クラスアクション料金の不確定性―料金は勝訴の場合にのみ支払われること、しかもリカバリからの控除という形でのみ可能なこと―は、強制的交換の危惧を回避する。クラスメンバーの、認定通知 (notice of certification) 権、オプアウト権は、この点での残る異議を解消する。第三に、クラス認定の基本的前提である、クラスが、個人の参加を認めたいほど大きいことは、原告が、被告との契約なしで訴訟するという、回復請求の重要な要素を支持する。第四に、報酬が、裁判所の監督の下で、クラスに明らかに有益であったサービスの合理的な料金に制限されている限り、回復における利得算定を確立するルールを満足させる。

この領域での実務は、理論におけるよりも、議論が多い。契約によって設定されていない場合に、何が合理的な報酬かという問題について、回復法は詳しいガイドを与えない。クラスアクション報酬の回復法的性質を司法上参照することは、通常は回復の制限として認められていないルールを説明することにまず役立つ。

しかし、共通資金回復の回復法的基礎の承認は、争われてきた論点の若干を判断できる。報酬は、回復の成功を

前提とするから、訴訟相手方からの回復はできないことを明らかにする。また、クラスメンバーは、回復の分担を超えて、報酬について責めを負わない理由も説明する。弁護士は、クラスのための回復について高められた分だけ報酬を基礎づける…すなわち、法律家の介入の結果受けたものと介入なくとも受けたであろうものの差を。

クラスアクションが和解で終結した場合の問題がある。訴訟が料金転嫁法に関係しない場合には、和解と判決では区別されない。いずれの場合でも、弁護士の報酬は、本条のルールに従う。これに対して、料金転嫁法の下で訴訟が提起された場合には、和解の成立は、料金に関する限り、料金転嫁ケースを共通資金ケースに変化させる。法令の料金転嫁条項は、判決の場合にのみ責任を課するのであり、もはや、和解による料金は、法令に基づくものではなくなるからである。

クラスアクションが料金転嫁法の背景で交渉される場合、当事者は、通常、被告の二つの責任の要素を考慮して、一括和解額に合意するだろう。すなわち、原告に対する賠償と、判決の場合の弁護士の料金を。提案された和解額は、弁護士の料金評価を反映するが、最終的な和解額における料金の割合は、当事者の合意によって決められるものではない。

和解は、共通資金を作出し、ここから弁護士の料金が支払われるが、裁判所は本条のルールを適用して、弁護士に支払いうる割合を決定する（設例2）。これは、転嫁法から導かれるものではなく、報酬は、判決と法令から得るであろう額に対応する必要もない。弁護士は、原告クラスと弁護士の間で、和解額を分配する権限を有しない。裁判所が独自に判断する。訴訟手続内で裁判所によって課せられる報酬は、回復法原理では説明できない。そこで、の支配原理は、不当利得ではなく、行政的便宜である。

同様な地位にある人々⁽⁷³⁾（設例3から13）

本条の回復は、利益が同様の地位にある人々のために確保された場合で、一人への利益が必然的に同種の他人にも利益をもたらす場合に認められる。所有者が複数、債権者が複数、訴訟原告が複数など多様な場合がある。設例の3から13は例示であり、3と4は、信託の受益者、5は株主訴訟、7は納税者訴訟である。この要件は、遠さの観点から責任の制限をもたらす。原告の介入を通しての被告の利得は、当事者の利益の連携の結果である必要がある。単なる原因と結果の関係ではない。この区別は、受益者の債権者に対する本条の請求を排除する理由となる（設例14）。

共通資金の重要性⁽⁷⁴⁾（設例15と16）

被告は積極的な金銭出費を強いられず、回復請求を満足させうる限度でのみ責任を負う。共通資金には、現金からなる場合と、原告被告が共通の利害を有する既存の財産の場合がある。

金銭が法廷にもたらされ、裁判所がそこから原告に非契約的補償を与える場合、強制的交換という異議は出てきそうにない。

非金銭的利益の場合には、評価についての異議はありうる。しかし、コストより利益が上回る限りで、請求は正当化される。もつとも、多くの判決は、利益について正確な評価ができないにもかかわらず、回復を認めている（設例15）。株主に対する割合的寄与を求める手段として企業責任を用いる便宜は、利益の測定や受益者の特定の必要を除去するものではない（設例16）。

第二の、利益の共通性の要件も、この救済を拡大しすぎないために必要である。すなわち、利益があまりに一般的であったり、遠い場合には否定される（設例17）。

不当利得⁽⁷⁵⁾（設例18から20）

本条第二項は、回復を、不当利得阻止に必要な限りで認める。第三項は、不当利得のテストを回復の条件として特定する。本条のルールは、原告の介入の結果が、クラスの利益より個人的利益の追及である場合には認められない。資金のライバルクラスが存在するとして、原告の努力が被告の属するクラスに利益を与えるものではない場合にも、本条の回復は認められない（設例18）。しかし、ある場合には、原告の試みが不成功でも、一般的に有益な効果があったとして、裁判所により、回復が認められる場合がある。この場合には、量化できる利益は存在しないが、合理的な法的出費の求償が認められる。

利益が、原告の介入によって、目立って大きくなったかどうか問われる（設例19）。原告の介入の趣旨が、被告の利益に対して、敵対的もしくは無関心のものならば、意図せざる結果が利益をもたらしても、回復は与えられない（設例20）。

積極的受益者と消極的受益者の間の争い。利得測定が困難なのは、積極的だが、従属的役割を演じた受益者や、自ら出捐せずに利益を主張するわけではない受益者などの場合である。自ら弁護士を雇っていた者から回復を得ることはまれである。

第四項は、二者択一のルールではなく、より柔軟な基準を提供する。クラス全体より、個人的目的を追及するために、自己の法律家を雇った者は、共通資金に寄与したとはみなされない（設例21）。

請求が契約にもとづくべき場合⁽⁷⁶⁾（設例23から25）

本条の典型の場合には、原告が他の受益者と契約する合理的機会を有しなかった場合である。設例としては、債券保有者、株式保有者、納税者が挙げられる。残りは、原告の介入についての、受益者の黙認が、付与された利益についての消極的受容から推定される場合である。まれに、本条の請求が、被告が拒絶しようとしたか、拒絶の機会

のなかったサービスの場合がある。このような事情は、本条の適用を妨げる。

当事者の義務が契約によって規律されるべきだった場合に請求が否定されることは、本節（第二六条から第三〇条）の一般的制約であるが、本条の下では、まれである。共通資金のケースの大部分では、選択肢としての契約は、實際上無理であり、もしくは、回復への同意は、通知と黙認とから推論しうる。また、多くの日常の支弁は、法令によって権限づけられている。このような場合には、受益者の個別の同意に、裁判所の承認が替わる。管理上の必要性のため、本条の請求を、拒絶があつた場合でも、認める場合がある。この例外を除けば、交渉をしないという原告の選択は、本条の回復の重要な障害となる（設例23）。

法が契約責任を回復責任に対して強く優先していることは、自利的介入の結果としての、他人の利益付与の補償は、通常、受領者との合意にもとづいたものでなくてはならないという一般的ルールを説明する。すなわち、通常は、契約がないことは、利益付与は無償もしくは付随的な結果とされる。原告が何らかの強制の下で行動した場合に別である。特に、原告が、自己の財産や法的地位を保護するために、防衛的に行動した場合には寛大に見られる。利益追及介入と防衛的介入の区別は、あいまいだが、回復法の明白な特徴である。自己防衛的介入の原告は、同僚受益者の戦略的・共通防衛への寄与の拒絶にもかかわらず、本条での回復を認められる。例えば、共通の改良費の寄与を共同保有者に求める土地所有者は、合意にもとづく必要がある。他方、不当な収用対価に対抗するための法的出費をした場合には、共同保有者が関与を拒絶したとしても、本条による分担を得ることができる。

この、防衛的介入の相対的自由は、問題のある原告には適用されない。すなわち、小さなクラスの若干のメンバーに雇われた法律家が、雇用を断られた、クラスの他のメンバーから回復しようと試みる場合がそれである（設例24）。この場合、被告の利益は、当該法律家の契約債務履行の付随的結果であり、共通資金にもとづく請求は、

顧客でない者から、付加的料金を取ろうとする試みである。しかし、法律家と付加的に代表しようとする者との間の交渉に重大な障害があった場合には、回復が認められる場合もある。しかし、この理由は、雇用を求め、失敗し、拒絶にもかかわらず、履行した者（設例17）には、適用されない。

設例24の場合には、被告の拒絶は、弁護士をして、契約により、その意思のある顧客の代理をするか、別の行為をするかである。回復は、拒絶する自由のあった提案を、承認するように強いることはできない。もし、戦略的交渉のリスクが、非任意の義務を強行することへの異議を上回ると考えられる場合には、解決は立法によることになる。

ある受益クラスのメンバーが、他のメンバーに対して、原告がクラスのために負担した、合理的かつ必要な出費を求める場合には、異なる。原告は、自己の介入を性質上防御的なものと性質づけ、第二六条のより寛大な回復原則に依拠できる（設例25）。

設例24における主要な異議——弁護士が好意的顧客との契約にもとづいて履行し補償されていること——は、クラスのメンバーから他のメンバーに対する求償の場合には、脱落する。このような請求が法令によって支持される場合もある。若干の州法は、遺産についての訴訟費用について、積極的相続人からの請求を、消極的相続人の異議にもかかわらず、認めている。

代位者 (Subrogees) ⁽²⁷⁾ (設例26と27)

不法行為請求の判決もしくは和解による解決は、通常、被告の保険者による支払という形の資金を作り出す。これが、原告と、原告の保険者の間で配分される。原告の保険者は、損害の一部を支払った後に、第二四条、保険契約の条項、もしくはそれ以外の根拠にもとづき、原告の被告に対する請求に代位する。すべての賠償可能な傷害の

請求は、原告の保険でカバーされる部分も含め、被保険者である原告によって雇われている弁護士によって、通常は成功報酬の下で、まとめて主張される。和解が代位保険者への支払となった場合、原告の弁護士は、代位保険者から、しばしば共通資金法理にもとづき、類似の報酬を求める。この話は、弁護士の努力が、非クライアント代位者の求償になる場合にも生ずる。

この種の請求は多いが、共通資金ルールの中でやっかいな位置を占める。これは、資金の受益者（不法行為原告と代位保険者）が、同じ利害を有していない点で、通常モデルと異なる。原告は、代位者の不法行為者に対する請求をやむなく主張する。しかし、被代位者である原告と代位者の利害は競合関係にある。共通資金への一ドル追加は、不法行為原告と代位保険者にとって、同じ割合の利益をもたらさない。すなわち、彼らの資金に対する請求は、損害の異なる要素に関連している。この二つの異なる請求の支払を求めるステップは、しばしば異なり、専門サービスも異なって評価される。

原告の法律家によって、彼のクライアント「原告」の保険者に対して与えられた利益計算は、保険契約のある側面が議論される場合にはより複雑となる。

法は、弁護士の請求を、その理論的実際の困難にもかかわらず、承認しようとする。その理由は、制度的不正義にある。原告は、自己の請求と並んで、代位保険者の請求も回収することに強いられる、そうするための費用の分担もなくして。しかし、回復法は、受益者がなしで済ませたいサービスについて支払義務を課する道具としては、疑わしい。

一つの対応は、代位者が訴訟費用を分担することを要求する法令のある州が多く存在することである。または、代位者が第三者による回復コストを分担する義務を保険条項に置くことである。いずれのアプローチも、この問題

を、不当利得よりも、保険法の問題とさせる。

上述の観察は、類似の請求にも適用される。傷害を受けた被用者の弁護士が、雇用者から料金を回復する。すなわち、被用者のための法律サービスが資金を作り出し、そこから雇用者が求償を得る場合である。多くの法令で、この関係は対処されている。

本条のルールは、代位者に対する請求を正当化する。保険者は、弁護士の合理的な報酬と費用についての分担を求められる。代位請求の支払に導くサービスが保険者に測定しうる利益をもたらした場合、あるいは、分担なくして保持される場合に保険者が不当利得する状況において。その額は、第二九条のルールにより、原告の介入が、代位者の利益を増した程度であり、これは介入の有無による差である（設例26と27）。

回復は、請求者のサービスが、受領者の目的を促進した価値による。保険者の代位訴訟において支払を得るコストが小さいほど、原告のサービスの保険者にとっての価値も小さくなる。しかし、争いのあるケースでは、サービスは、成功報酬でほぼ補償される。

若干の判決と多くの法令は、この差を考慮していないため、利益を超える責任を課せられることになる。他の判決は、代位者が拒絶したサービスの責任を課す。これは、本条のルールに反する。もともと、異議は本質的なものではない。裁判所は、保険者の被保険者に対する債務の定義について、積極的役割を演じてきた。これらの判決の趣旨は、不当利得原理にのみ位置づけられる必要はない。

代位保険者からの法的報酬の回復は、多くの州法で規律されている。法令の存在は、本条のルールから独立した請求を可能にさせるが、回復原理は、共通資金法理の法典化と理解される法令、規則の解釈にとって重要である。

法令⁽⁷⁸⁾

ほとんどの州法は、共通資金回復ルールを異なる文脈で法典化している。非クライアントからの法的報酬の回復規定が多い。労働者の補償、遺言訴訟、株主訴訟、保険者などの代位、医療給付支払の国家機関、不動産の分割などである。

第三〇条 求められない介入…補充的ルール

(1) 原告の求められない介入により受領者に得られた利益の回復は、第二〇条から第二九条に示された場合に認められる。

(2) 上記の条文の範囲以外では、その者の、求められないが、正当化しうる介入が受領者に利益を与えた、その原告は、不当利得の阻止に必要な限りで、原状回復の権限を有する。かような場合には、以下の限度で不当利得が存在する、すなわち

- (a) 原状回復責任が金銭債務を置き換えたものであるか、受領者から必要な出費を節約させたものであること、
- (b) 受領者が金銭による利益を得ること、
- (c) もしくは、救済が、特定回復により原告に認めうること。

一般原則と範囲、他の条文との関係⁽⁷⁹⁾

本条は、第二条第三項（任意の利益付与の回復不許）、第四項（強制交換の不許）の原則を拡張しつつ、以下の解説、設例は、承認された第二〇条から二九条の外では、任意に与えられた利益の回復はなぜ一般的には否定されるかの理由を繰り返す。本条第二項は、設例12から16に支えられつつ、求められない介入の若干の場合が、不当利

得請求を与える余地を認める。しかし、これも、回復が強制交換を避ける態様でなされるという制約が付いている。交渉が必要な場合⁽⁸⁰⁾(設例1から6)

回復法が避けようとしているのは、介入の結果、受領者をして、新たな金銭債務、すなわち拒絶する機会のない非金銭価値を金銭と交換する債務、を負担させることである。裁判所は、往々このような回復の否定を、被告の利益は、原告の自利的活動の単なる(付随的な)結果にすぎないと説明した(第一次リステイトメント一〇六条も同様)。しかし、利益を偶然と呼ぶことは、原告をヴォランティアと呼ぶことと同様に、理由の代わりに結論を置いている。本条の解説、設例の前提は、被告の自律 (autonomy) がしばしば被告の利得よりも重要であるという配慮である。

一方当事者が有益な利益を、錯誤、強迫などの結果として他人に与えた場合、原告を優遇するエクイティは、往々、受領者に、裁判所が決定する価値での支払を命ずる(第九条、第二〇条)。原告が、自己目的で行為を選択した場合には、当事者の衡平は異なる。かような場合には、請求は、強制交換に導くため、常に否定される。

この種の問題は、物理的近接性もしくは目的の一致のため、自利的活動が他人への利益付与を必然的にさせる場合に明らかである。このような場合には、明らかな利得にもかかわらず、被告の契約の自由を保護する結果、回復は否定される(設例1から4)。他方、被告が法的に履行義務を負う義務の免責は、行為自由を侵害しない(設例5)。

このような、財産権と契約上の自由の保護は、ある場合には、重要なコストを伴う、すなわち、所有者の側の戦略的行為と、フリーライディングである。両者にとっても、社会的にも、有益な行為が、当事者の交渉の失敗で挫折する場合、通常は、このようなコストは甘受されるが、コストが高すぎると判断される場合には、法は、直接的規律で望ましい行為を要求するか、当該財産の私権を公権に置き換える(設例6)。

他人に利益を与えずには自己の利益を追及できないことは、人が物理的近接性を有する場合のみならず、時間的それを有する場合にも生ずる。同一財産における、継起的利益の保有者―賃借人、賃貸人、生涯不動産権者、残余権者―は、隣人間と類似の関係を占める。財産の現在の限定的利益を改良する者は、承継者に対して、改良の与える残余利益の対価支払を求めることはできない。いずれの場合にも、費用分担合意がない場合には、改良者は、自己利益となることの予期にもとづく行動を選択し、隣人もしくは承継者に帰する利益計算を無視しているはずだからである（設例7と8）。

現在の限定利益保有者が、ある状態下で改良義務を、選択としてではなく、政府機関によって負うことを強いられた場合には、事情は異なる（設例5）。

共同保有者の場合のように、当事者の利益が分割により分けられる場合には、改良による回復は、本条二項(c)により認められうる（設例14と15）。

契約の予期⁸⁾（設例9から11）

しばしば一方当事者が他人に対して将来の契約を期待して利益を付与することが生ずる。契約が成立しない場合、履行した側は、利益の補償を求めることがある。かような請求は、不当利得にわく付けされる場合があるといえ、決定的争点は、契約にある。

詐欺、錯誤の問題がなければ、契約前履行の価値を、黙示の契約もしくは約束禁反言にもとづいて回復することが可能である。受領者が原告の出捐で受益した事実、裁判所の、黙示の契約の成否の判断に影響する。

しかし、受領者の約束にもとづく回復は、不当利得にもとづくそれとは異なる。利益付与が、反対履行約束を得る前に、受領者がなお拒絶できる予測的交換の文脈で、なされた場合、結果は、不当ではない、補償されない利得

の形式である。かような場合の契約前履行は、履行当事者に対する将来の報酬、将来の見返りが高められているという、自利的計算に依存する。相手方の過失なく、予期された見返りが実現されない場合、ここでの不当利得は、売主による詐欺もワランティもない場合に、買主が後に対価以上を支払う場合と同様、問題とならない（設例9から11）。これは、強行できない契約の下での履行の問題とは異なる。

強制交換を回避する回復⁽⁸²⁾（設例12から16）

回復法は、求められない介入に由来する利得、すなわち、受領者をして自由に拒絶できるべきであったはずの利益の対価支払を強いることになる場合を甘受する。しかし、受領者に、そのような利益を回避する方法がある場合には、利得は不当となる。

個々のケースで、状況が合意なくして介入した原告の行為を正当化するか否かが問われるがゆえに、本章のルールによって二義的であった請求は、裁判所が最も厳格なテストで受領者に不利益が生じないと認める場合には、一般不当利得原理により、有望となる。

本条第二項の狭い制限内の請求も、別の理由による異議に開かれている。介入が受領者を害するなどの意図でなされる場合には、利得の存在や強制交換の不存在にもかかわらず、この点で否定される（第六三条「衡平にもとづく権利の喪失」）。

すべての請求は、善意の被告が、介入前よりも悪くならないという一般的な制限に服する。

第二章 大陸法系との比較分析

第一章で、回復法リストメントの内容を見た。第三章「求められない介入」が、第一節「緊急介入」、第二

節「第三者に対して与えられた履行」、第三節「自利的介入」に細分されている。

おおざっぱに見るならば、第一節（第二〇条から第二三条）は、他人の生命、健康、財産の緊急的保護、あるいはそれに準ずる義務の履行ということになる。これは、大陸法的に言えば、必要的事務管理ないし必要的支出利得に対応する。

もつとも、日本法などの大陸法系が緊急事務管理として、危殆化された本人の法益を広く対象とし、それらの共通の要件効果を設定するのに対して、本リスティメントは、生命、健康の保護と財産の保護を区別し、それぞれに異なる要件効果を設定する。これは、アメリカ法の伝統に従うものであるが、生命と健康の保護（第二〇条）については、専門的サービスの提供者のみに保護を与える⁽⁸³⁾。この場面での介入の正当性と受領者の利益の明白さにもかかわらず、非専門的サービスについては、価値を算定することの困難と、自己犠牲の変質を考慮して、救済は与えられない。他方では、財産の保護（第二二条）については、要件は厳しいものの、救済の可能性は与えられる⁽⁸⁴⁾。

第二二条は他人の義務の履行であるが、ここでも、大陸法の第三者弁済とは異なり、緊急時における義務履行という形で当初より限定されている。第一次一一三、一一四、一一五条がそれぞれ、必要物供給義務、緊急時の義務履行、公共的義務履行を規定していたのに対して、本リスティメントは、それらの事情を第二二条第二項の(a)(b)(c)として介入の個別正当化事由として列挙している。

第二節（第二三条から第二五条）は、自己の義務の履行が他人の義務と関連しているため必然的に他人にも利益を与える類型である。大陸法的に言えば、求償利得がこれに対応する。複数債務者間の調整問題である。第一次七六条から一〇二条が詳細に規定していたことと比較すると、大胆な再編成である⁽⁸⁵⁾。第二三条は、被告と原告が並んで同一原因から義務を負う場合、第二四条は、異なる原因から義務を負う場合である。典型例は、保険者と損害賠

償義務者の間で保険者が被害者に替わつての代位請求である。アプローチとして目立つのは、求償についての、重疊的、混合的根拠の肯定である。

なお、第二節の末条である、第二五条は、大陸法では転用物訴権の名称で議論される事案類型である。契約にもとづく給付が第三者に利益を与える構図からここに分類されている。しかも、第一次第一一〇条では、救済が与えられないという消極的定式化であったが、本リスティメントでは、認められる要件と効果の精緻化がなされている。⁽⁸⁶⁾

まず、コメントでは、下請負、賃貸借という二つのシナリオを提示し、中間者の無資力化に直面した契約利益供与者（原告）の保護を考える。本リスティメントでは、従来のようなブリヴィティ・テストは用いず、まず不当利得の調整の可能性を認めた上で、その請求の制約要件を二つのテストとして詳細に規定する。

まず第一に、被告の責任が強制的交換にならないこと。この判断は、第二項(a)―(iii)に、被告が支払意思を表明したこと、被告に必要な出費を節約させたこと、被告に利益が金銭の形で実現されたこと、のいずれかに該当することという表現で定式化される。

第二に、原告の履行についての無補償、かつ被告の対価支払責任なき利益保持が存在すること（第二項(b)）である。この要件は、被告の対価支払済、中間者の有資力などの場合には満たされないことになる。

さらに、回復が、既に契約で確立されていた既存のリスク配分や制約を覆さないといい制約（第二項(c)）も規定される。従って、被告が、中間者に契約対価を支払っていれば、利益価値との対応を問わず、回復は否定される。

また、被告と中間者の間の契約解釈として、当該回復責任の賦課が、被告が契約上負わないはずの責任を負わせるものと理解される場合にも回復は否定される。しかし、本条が想定する事態は、そもそも当事者の予期を越える事

態なので、合意による規律の外にあるとされ、この(c)の制約はしばしば充足され、問題は強制的交換の有無にあるとする。被告の責任が彼の取引に対応する限りで困難はないが、被告が当該給付を要求していないケースでは、被告に不利益とならない救済の形成が困難である。

法令が本条の救済と趣旨のものをリーエンの形で規定することがあるが、多くの裁判所は、だからといって、法令の要件を満たさない場合の救済を閉ざしてはいない。

さらに、担保債権者のための優先権スキームを破壊しないという制約(第三項)がある。

そうでないと、担保債権者から無担保債権者への求償が再帰、循環しうるからである。

第三節(第二六条から第三〇条)は、自利的介入とあるように、介入は、既に認められている類型、すなわち緊急事態でも原告の既存の義務によっても正当化されず、自利的なのだが、何らかの理由で回復が認められる理由が例外的にある場合を列挙する。

第二六条は、自己財産への必要費出捐が必然的に同じ財産上の他人の利害ゆえに(利益結合とも称される)当該他人に利益を与える場合である。⁽⁸⁷⁾費用利得に対応するが、必要費に限定され、有益費は第三〇条の対象となる。⁽⁸⁸⁾

第二七条は、原告の財産取得が合理的期待であった場合の出捐である。第二章第一節の錯誤による利益付与と重なるが、本条は取消しの場合が典型である。しかし、本条は取消し清算の一部を独立して扱うのに対して、第五四条第二項は、同じ権利を相互清算の枠組の中で言及する。また本条の説明は、一部はエストッペル、一部は契約を用いて説明できる。大陸法的には、(この概念の必要性については議論があるが)いわゆる目的不到達の場合に対応しよう。

第二八条は、非婚姻共同居住者間の調整である。世界の現代家族法に共通するトピックを回復法の観点から規律

したものである。本条の救済は、比較的最近のコモンローの展開の成果の条文化である。当事者の合意や、州法、家庭解消原則などに対しては補充的である。ここでの回復の要件は通常の場合よりも緩和されている。まさに、関係に対する期待がなければしなかったような出捐であり、無制約な贈与と扱うことが不公平と回顧的に判断しうる場合である。二七条と発想が類似する。

第二九条は、共通資金⁽⁹⁰⁾で、クラスアクションにおける弁護士がクラスメンバーである受益者に対して費用償還請求する場合が典型例である。二六条に機能的に近い。

第三〇条は、補充的ルールである。有益的事務管理ないし有益費償還請求を、今までの各条のルールの受け皿として、介入の正当化理由と強制的交換とならないような効果上の配慮の制約のもとで、被告の自律、契約の自由に配慮しつつ、最も厳格な要件の下で認める内容である。

第三節に、本リストイメントないし現代アメリカ法の特徴が現れていると思われる。

全体を見た場合、大陸法上の事務管理制度は存在しないものの（すなわち、事務管理意思要件の不存在、委任になぞらえた双方的権利義務関係の非設定）、機能的にはほぼそれに対応するものが与えられていると評価できる。既に触れたように、第一次リストイメントでは、第五章「錯誤、強迫、要請なくして任意に与えられた利益」 (§§112-117) において、ほぼ第三次リストイメントの §§20-22 に対応する規定を置いていた。それ以外の条文も、ほうが的なものも含めれば、第一次にも存したと言える。しかし、それは、かつての、所有者の自由を最大限尊重するために、求められない介入は原則として回復を排除する立場からのものであり、第三次はそこからの実質的な変更と言えるだろう⁽⁹¹⁾。また、要件面を細かく見れば、介入者の主観的意図も考慮されていて、それ如何では、無償行為とされ回復は排除されたり、受領者の責任がより重い内容の不法行為的救済（五一条）に移行したりもす

ることが解説に指摘されている。

大陸法では、同様な事情は、不当利得法、事務管理法の要件効果の抽象性一般性ゆえに、利得者ないし事務本人の保護は、押しつけられた利得などの観点を基礎に、類型的解釈などの手法を通じて、要件効果を鍛え直す必要があったが、アメリカ法では、逆に、出発点が、強力な本人保護であったので、それを、本人の自己決定の機会の有無、強制的交換とならないための回復内容の工夫などによるコントロールを通して、より回復可能性の機会を広げる方向に進化してきたと言えよう。もともと、あくまで可能性であって、文化的、政策的偏差をとまなう実質的線引きが大きく変わったわけではない。とはいっても、一元的な排除、否定から、利益状況の関数による救済の可否判断の精緻化への傾向が顕著である。

やや細かくいえば、本リステイトメントの立場は、被告となる受益者の配慮が中心である。被告の地位が悪化しないように、被告の主観的態様（五〇―五二条）で区別しつつも、介入の正当化、強制的交換の排除などの客観的諸観点で要件を制約する。介入の正当化は、基本的には、緊急事務管理ないし必要的事務管理に限定され、ただ、有益的事務管理ないし有益費償還請求も最も厳格な要件の下に認めている。介入者の事務管理意思を介入の正当性という客観的事情に置きかえる流れは近時の大陸法系の立法にも見出される。まさに、この立場ゆえに、アメリカ法では、事務管理と支出利得は介入行為という観点から統合して扱われる。そして、この立場は共通の法理を析出させる作業の容易化に寄与している。第三者弁済も、本リステイトメントの枠組では、第二二条と第三〇条で、それぞれ緊急的義務履行と有益義務履行が別個の要件の下で評価される。他方では、効果において、金銭的調整のみならず、代位やリーエンを場合にに応じて使い分ける。

いわゆる請求権競合論や要件効果の厳密な峻別にこだわらない思考は、大陸法に慣れた目からは、新鮮なものに

写る。制度の輪郭を確定することよりも、それに含まれる諸理念、諸原則によるコントロールが大事なのだとする思考、同じような考えやルールが、重複して出てきてもよいのだとする思考、観念論と経験論の対立にもつながりそうな相違である。先例などにおける根拠のあいまいさを指摘し、ルールや設例を回復（不当利得）に純化させる努力が見える一方では、先例からルールを抽象する手続の限界も見えている。

＊ 本稿は、基盤研究(c)「事務管理法の体系的・機能的観点からの再検討」（課題番号二三五三〇〇九八）にもとづく研究成果の一部である。

- (1) 求償利得と費用利得を含む趣旨。
- (2) 笹川明道「米国での『第三次原状回復・不当利得リステイトメント』の刊行について」神戸学院法学第四二巻第三・四号（二〇一三年）三三三頁以下がその内容を概観する。
- (3) AMERICAN LAW INSTITUTE, RESTATEMENT OF THE LAW OF RESTITUTION QUASI CONTRACTS AND CONSTRUCTIVE TRUSTS, 1937. その内容については、松坂佐一『英米法における不当利得』（一九七六年）が詳しい。
- (4) A. Burrows, A RESTATEMENT OF THE ENGLISH LAW OF UNJUST ENRICHMENT, 2012.
- (5) 第一次では、第一部第五章（一二二条から一二七条まで）において「錯誤、強迫もしくは要請なくして任意に与えられた利益」と題する部分が対応する。
- (6) 平田健治「求償利得における、他人の事務処理活動に対するコントロール原理としての事務管理法理の位置づけ」阪大法学五七巻四号（二〇〇七年）四九頁以下、同「支出利得の位置づけ」（特集「不当利得法の現状と展望」）所収ジュリスト一四二八号（二〇一一年）二二頁以下。
- (7) §2, Comment d.

- (8) §2, Comment e.
- (9) Chapter 3, Introductory Note.
- (10) Topic 1, EMERGENCY INTERVENTION, Introductory Note. イギリス不当利得リスティメント(前掲注(4))
一九条がこれに相当する。
- (11) §20, Comment a.
- (12) §20, Comment b. 非専門家の人命救助については、平田健治「英米法圏における救助義務の定位」阪大法学六三巻
三・四号(二〇一三年)五五頁以下参照。
- (13) §20, Comment d.
- (14) §21, Comment a.
- (15) §21, Comment b.
- (16) §21, Comment c.
- (17) §21, Comment d.
- (18) §21, Comment e.
- (19) §22, Comment a.
- (20) §22, Comment b.
- (21) §22, Comment c.
- (22) §22, Comment d.
- (23) §22, Comment e.
- (24) §22, Comment f.
- (25) §22, Comment g.
- (26) §22, Comment h.
- (27) §22, Comment i.
- (28) Topic 2 PERFORMANCE RENDERED TO A THIRD PERSON, Introductory Note.

(29)	§ 23, Comment a.
(30)	§ 23, Comment b.
(31)	§ 23, Comment c.
(32)	§ 23, Comment d.
(33)	§ 23, Comment e.
(34)	§ 23, Comment f.
(35)	§ 23, Comment g.
(36)	§ 24, Comment a.
(37)	§ 24, Comment b.
(38)	§ 24, Comment c.
(39)	§ 24, Comment d.
(40)	§ 24, Comment e.
(41)	§ 24, Comment f.
(42)	§ 24, Comment g.
(43)	§ 24, Comment h.
(44)	§ 24, Comment i.
(45)	§ 25, Comment a.
(46)	§ 25, Comment b.
(47)	§ 25, Comment c.
(48)	§ 25, Comment d.
(49)	§ 25, Comment e.
(50)	§ 25, Comment f.
(51)	Topic 3 SELF-INTERESTED INTERVENTION, Introductory Note.

(52)	§ 26, Comment a.
(53)	§ 26, Comment b.
(54)	§ 26, Comment c.
(55)	§ 26, Comment d.
(56)	§ 26, Comment e.
(57)	§ 27, Comment a.
(58)	§ 27, Comment b.
(59)	§ 27, Comment c.
(60)	§ 27, Comment d.
(61)	§ 27, Comment e.
(62)	§ 27, Comment f.
(63)	§ 27, Comment g.
(64)	§ 28, Comment a.
(65)	§ 28, Comment b.
(66)	§ 28, Comment c.
(67)	§ 28, Comment d.
(68)	§ 28, Comment e.
(69)	§ 28, Comment f.
(70)	§ 29, Comment a.
(71)	§ 29, Comment b.
(72)	§ 29, Comment c.
(73)	§ 29, Comment d.
(74)	§ 29, Comment e.

- (75) § 29, Comment f.
- (76) § 29, Comment g.
- (77) § 29, Comment h.
- (78) § 29, Comment i.
- (79) § 30, Comment a.
- (80) § 30, Comment b.
- (81) § 30, Comment c.
- (82) § 30, Comment d.
- (83) もっとも、同様の内容を規定する第一次一六条は、専門的サービスに限定していない。
- (84) 第一次一七条が対応する。
- (85) この背景としてのアブローチの差については、§ 23 REPORTER'S NOTE a. (p. 340) 参照。第一次で混入していた、黙示の契約や不法行為の要素をできるだけ排除し、純化するよう努めたと述べる。
- (86) このあたりは、アメリカ法の進化という観点のみならず、大陸法での議論の影響も考えられよう。例えば、アドヴァイザに、故 Schlechtriem の名も見えている。
- (87) 第一次第一〇五条に対応する。
- (88) 善意受領者の保護のために、被告の利益を超える出費の場合には、金銭判決ではなく、リーエンもしくは代位による救済によるとされている。
- (89) 第一次は第二章第四節において、実現されなかった期待のタイトルで、第五六条から第五八条において規定する。
- (90) 第一次第一〇五条第二項がこれにはうが的に対応する。
- (91) p. 477 にも同様の指摘がある。